

地域福祉活動関係者 個人情報共有化 関 取扱 指針（説明資料）

地域福祉活動関係者の
個人情報共有化に関する
取扱いの指針
PowerPoint による
説明資料

社会福祉法人
山口県社会福祉協議会

社会福祉法人
山口県社会福祉協議会

地域福祉活動関係者の個人情報共有化に関する取扱いの指針

PowerPoint による説明資料について

◆目 次

はじめに 1

この資料の活用にあたって 1

PowerPoint 説明資料の構成 2

説明パターンについて 3

PowerPoint による説明資料 4

- ・ はじめに、地域の実情を知る 4
- ・ 指針のねらい・基本情報 1 4
- ・ 個人情報を扱うときの原則 2 2
- ・ 地域福祉活動関係者間の情報共有時のルール 3 1
- ・ 地域福祉活動関係者が個人情報を取扱う時の Q & A 4 4
- ・ 地域での情報共有に向けて 4 7

・はじめに

山口県社会福祉協議会では、地域福祉活動において、民生委員・児童委員、福祉員、自治会役員、老人クラブ員、地区社協関係者、ボランティア等の地域福祉活動関係者が、個人情報の正しい理解を深めるとともに、各地域において関係者間で地域社会からの支援を必要とする方々に関する情報の共有を進めるため、平成 23 年 3 月に「地域福祉活動関係者の個人情報共有化に関する取扱いの指針」を発刊しました。

このたび、この指針を基に、各市町の社協職員や地域福祉活動関係者が、ご自身での確認や地域における研修会の際に活用していただける様に説明を行う際のポイント等を記載したこの説明資料を PowerPoint(CD-R) で作成しました。

この PowerPoint を活用することで、民生委員・児童委員や福祉員・地区社協の方々及び地域で活動される際の個人情報の共有化について、地域福祉活動者として知っておいていただきたい事や、押さえておいていただきたい事項などをお示ししています。そして、冊子や書面だけではなく、スライドによるイラストを使って視覚的にとらえる事によって、より理解を深めていただきやすい構成にしています。

また、説明資料は、PowerPoint データのイメージと説明する際のポイントを書きこんだものになっています。

この PowerPoint を研修会資料として使用する際には、数値などのデータ変更や地域の情報は書き込みができるので、この素材をベースとして研修会ごとにアレンジして活用することも可能です。

「地域福祉活動関係者の個人情報共有化に関する取扱いの指針」は、山口県社会福祉協議会の HP(<http://www.yamaguchikensyakyo.jp/>) からダウンロードすることもできます。

ぜひ、「地域福祉活動関係者の個人情報共有化に関する取扱いの指針」と併せてこの説明資料をご利用ください。

・この説明資料の活用にあたって

PowerPoint 2007（パワーポイント）データ（CD-R）及びこの説明書です。

この資料の特徴

・平成 23 年 3 月に発行した「地域福祉活動関係者の個人情報共有化に関する取扱いの指針」を基に作成した資料です。

この資料は、「指針」の概要をパワーポイントで動きやイラストを使って視覚的理解を深められるよう構成しています。

社協関係者が、地域で出前講座等を行う際の素材として活用してください。

PowerPoint 説明資料の構成

区分	番号	タイトル	パターン例1	パターン例2	パターン例3	区分	番号	タイトル	パターン例1	パターン例2	パターン例3
はじめに、 地域の実情を知る	1	題目と自己紹介	○	○	○	地域福祉活動関係者間の 情報共有時のルール	30	8 地域福祉活動関係者間の情報共有時のルール	○	○	○
	2	今日のテーマ	○	○	○		31	ルール1 複数の活動関係者間で情報を共有することを本人に説明し同意を得る①		○	○
	3	地域で課題になっていること①		○			32	ルール1 複数の活動関係者間で情報を共有することを本人に説明し同意を得る②		○	○
	4	地域で課題になっていること②		○			33	ルール1 複数の活動関係者間で情報を共有することを本人に説明し同意を得る③		○	○
	5	地域で課題になっていること③		○			34	ルール1の事例 山口市における「災害時要援護者支援制度」①	対象者に合わせて選択	対象者に合わせて選択	
	6	事例1「息子が母親を介護の末に無理心中」			○		35	ルール1の事例 山口市における「災害時要援護者支援制度」②			
	7	事例2「高齢化した高台の団地の助け合い」			○		36	ルール1の事例 山口市における「災害時要援護者支援制度」③			
	8	ご近所づきあいは今・・・	○				37	ルール1の事例 山口市における「災害時要援護者支援制度」④			
	9	「つながり」・「助け合い」が地域にもたらすもの	○				38	ルール1の事例 山口県下で実施される「高齢者保健福祉実態調査」			
	10	民生委員活動における個人情報の取扱いの現状①	○	○	○		39	ルール2 活動関係者間の個人情報の取扱いの方針を確認する			
	11	民生委員活動における個人情報の取扱いの現状②	○	○	○		40	ルール3 活動関係者相互の活動状況などを共有する場を定期的にもつ			
指針のねらい・基本情報	12	1 指針のねらい	○	○	○	Q & A	41	ルール3の事例 下関市社協豊北支部の小地域福祉推進会議①			
	13	2 この指針を読んでいただきたい方	○	○	○		42	ルール3の事例 下関市社協豊北支部の小地域福祉推進会議②			
	14	3 個人情報とは	○	○	○		43	ルール4 活動を円滑に進めるために事務局機能の基盤を整える			
	15	個人情報保護法とは①	○	○	○	Q & A	44	9 地域福祉活動関係者が個人情報を取扱う時のQ & A①	○	○	○
	16	個人情報保護法とは②	○	○	○		45	9 地域福祉活動関係者が個人情報を取扱う時のQ & A②	○	○	○
	17	4 守秘義務とは	○	○	○		46	9 地域福祉活動関係者が個人情報を取扱う時のQ & A③	○	○	○
	18	5 プライバシー侵害とは	○	○	○	地域での情報共有に向けて	47	10 ネットワーク構築に向けて①	○	○	○
	19	6 個人情報の適切な取扱い ・「守秘義務」の厳守 ・「地域福祉活動関係者間の情報共有」を可能	○	○	○		48	10 ネットワーク構築に向けて②	○	○	○
	20	7 個人情報を扱うときの原則	○	○	○		49	11 地域福祉活動関係者について (1)「民生委員・児童委員」とは			
個人情報情報を扱うときの原則	21	原則1 目的の明確化の原則		○	○	地域での情報共有に向けて	50	11 地域福祉活動関係者について (2)「福祉員」とは			
	22	原則2 収集制限の原則		○	○		51	11 地域福祉活動関係者について (3)民生委員・児童委員と福祉員の活動領域			
	23	原則3 内容の正確、最新の原則		○	○		52	11 地域福祉活動関係者について (4)「民生委員・児童委員」と「福祉員」の 情報の共有による連携・協働について			
	24	原則4 利用制限の原則①		○	○		53	11 地域福祉活動関係者について (5)「地区社協」とは			
	25	原則4 利用制限の原則②		○	○		54	まとめ 地域福祉活動(見守りネットワーク活動) ＝住民相互の支え合い(共助)が基盤	○	○	○
	26	原則5 安全保護管理の原則		○	○		55	終わりに	○	○	○
	27	原則6 公開の原則		○	○						
	28	原則7 個人参加の原則		○	○						
	29	原則8 責任の原則		○	○						

説明パターン例1 時間：30分

所要時間	スライド番号	項目	備考及び指針ページ
3分	①～②	〈導入〉 わたしたちの活動と個人情報の関わりについて考えてみましょう ※社協職員なら自己紹介など まずは、お互いの顔を知ることから始めます。	これから説明する内容について、まずは興味を持ってもらう。
5分	⑧～⑪	地域における福祉の現状はどうなっているのか知っていますか？ また、なぜ今個人情報が必要となっているのでしょうか？ 地域で起きてる様々な困りごとや事故などを事例を交えて話すことにより、現状を知ってもらう。 ※それぞれの立場から地域での問題を確認する事も可能	指針 p 5～8
10分	⑫～⑳ ③⑩	では、地域の活動で個人情報を取り扱うには、何に気をつけたらいいのでしょうか？ 基本的な考え方や原則、ルールなどの約束ごとについて確認していく。 ※それぞれの立場から地域での問題を確認する事も可能	指針 p 3～4 p 9～15
6分	④④～④⑥	Q&A で確認しよう！ これまでの説明の確認の意味を込めて Q&A を行い、理解度を確認する。	指針 p 25 p 26 p 27
6分	④⑦～④⑧ ⑤④～⑤⑤	ネットワーク構築に向けて・まとめ	指針 p 8

ここでご紹介した説明パターン1は、まずは個人情報について知っていただくことを目的にした構成としています。

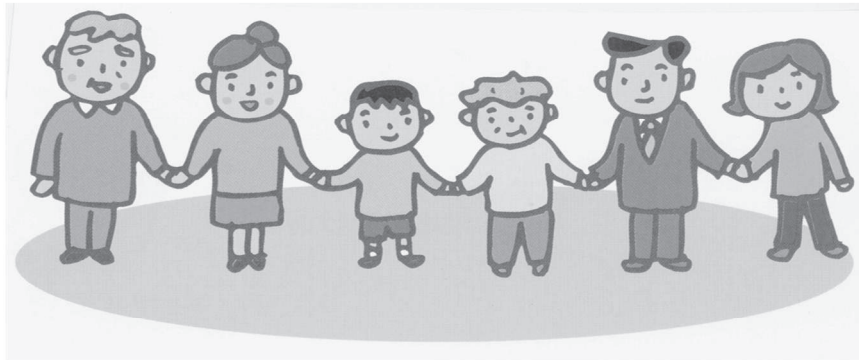
他に、2ページのPowerPoint 素材の構成にもパターン例2、3としてお示ししています。こちらは、事例や原則等を丁寧に確認することを目的とした構成となります。

素材は単独で使用する事も可能です。書き込み・変更ができますのでアレンジして活用ください。

対象者や時間等の都合により、組み合わせて使用してください。

はじめに、地域の実情を知る

地域福祉活動関係者の 個人情報共有化に関する 取扱いの指針について



〇〇〇社会福祉協議会 〇〇〇部・課
職名 〇〇 氏名〇〇〇

1

はじめに

まず、お話しする題目と自己紹介を行います。

〇〇社協の〇〇です。〇〇という業務を担当しています。

本日は、福祉活動関係者の個人情報共有化に関する取扱いの指針（お手元にある冊子）を基にして、

- ・ 個人情報は関係者間で共有ができるということ。
- ・ 共有するためには、地域で活動している方々で話し合っ取扱いのルールを決めていただき、そのルールに基づいて取り扱っていくこと。

の2点について重点的にご説明いたします。

どうぞよろしくお願いします。

ポイント

説明を聞いていただく方にまずは、自分の所属・氏名と、担当している事業について紹介すると参加者とどのような関係にあるかイメージが湧きやすくなります。

また、この機会に社協がどこにあってどのような事業を行っているかを紹介する事も大切です。

今日のテーマ

地域福祉活動関係者の個人情報共有化に関する 取扱いの指針について

- 地域の支え合いと個人情報保護
 - ・地域の支え合いが必要とされるのはなぜ？
 - ・地域の支え合いと個人情報の現状
- 個人情報取扱いの指針について
 - ・個人情報とは
 - ・個人情報を取り扱うときの原則
 - ・情報共有のルール
- まとめ

2

今日のテーマ

これからお話しする内容を簡潔に説明します。

今日のテーマは、「地域福祉活動関係者の個人情報共有化に関する取扱いの指針について」ご説明いたしますが、個人情報取扱いの指針の説明に入る前に、なぜ地域の活動の中で個人情報のことが言われるようになったのかを考えてみます。

本日のテーマを2本の柱として、

○地域の支え合いの必要性や地域福祉活動における個人情報取扱いの現状を説明します。

○その上で、個人情報取扱いの指針の内容について説明します。

ポイント

テーマのポイントをお伝えし、話しの流れを把握していただきましょう。

地域での支え合いや見守りの活動を行うに当たって、なぜ個人情報保護を共有することが必要になってくるのか…地域における現状を交えてお話しすること。そして、個人情報の共有についての必要性を理解したうえでの原則やルールといった「お約束」も共有しておかなければならないということを本題に入る前にあらかじめ説明します。

はじめに、地域の実情を知る

地域で課題になっていること①



《 孤立死の防止 》 死亡後、長期間発見されない孤立死が各地で発生し、社会問題化。その多くが男性単身者。中年実年世代の孤立死では男性が9割近くにのぼる。

➡ 単身者の地域からの孤立の防止（特に中年実年を含めた男性単身者）

《 徘徊死・不明者 》 認知症高齢者が徘徊し、行方不明や死亡に至るケースがみられる。地域の理解不足などもあり、発見・保護に時間がかかることが原因の一つと考えられる。

➡ 地域の人々による認知症の理解と早期発見

《 高齢者虐待の発見 》 被虐待者のうち虐待されている自覚があると思われるものは5割弱。多くが虐待されている自覚がない。

➡ 孤立している介護世帯東夷の早期発見と支援

3

地域で課題になっていること①

個人情報の説明に入る前に、まずは地域の現状を皆さんで共有したいと思います。

これからお示しする課題は、全国的なものも含みますが、皆さんの地域でも起きている課題も多くあります。

《 孤立死 》

《 徘徊死・不明者 》

《 高齢者の虐待 》

ポイント

ここでは、全国的な地域課題を挙げています。

せっかくの機会ですので、より身近な地域の実情を交えて説明してみましょう。地域課題のイメージが湧きやすくなります。

地域で課題になっていること②



《 児童虐待の発見 》 児童相談所における相談者は増加の一途（H21年44,211件⇒H22年56,384件）+27.5%
虐待が行われた家族の特徴として、「経済的困難」「ひとり親家庭」等が指摘されている。

➡ 子育てへの心理的負担軽減のための支援

《 障害者の地域移行 》 平成23年までの見込みとして、福祉施設から地域への移行は2.1万人、入院中の精神障害者19.6万人(H17)から15万人(H26)に削減目標を提示。

➡ 地域の受け皿づくりが必要

《 消費者被害 》 近年、高齢者・障害者の消費者被害が増加。特に一人暮らしの高齢者が格好の標的。被害にあった自覚のない人も多い。

➡ 身近な相談者、生活変化を察知できる関係が必要

4

地域で課題になっていること②

《 児童虐待の発見 》

《 障害者の地域移行 》

《 消費者被害 》

地域で課題になっていること③



《 災害時要援護者 》 近年の風水害や地震では犠牲者の多くを高齢者が占めており、災害時、要援護者の避難支援等が課題となっている。

➡ 災害時に力を発揮する日常的なつながりや支えあう活動の必要

《 時々、ちょっとしたことの手助けに困る人々 》
一人暮らし高齢者や障害者には、ゴミだし、電球の交換のような「時々」「ちょっとしたこと」の手伝いを頼める相手がなく困っている人々がいる。

➡ 制度の外にあるニーズへの対応が必要

《 軽度者や一時的な要支援者 》 要支援・要介護にならない軽度障害、病気や怪我による一時的な要支援状態等は制度の対象にならないため、買物や外出支援などのニーズ充足が困難

➡ 制度の谷間にある者への対応が必要

5

地域で課題になっていること③

《 災害時要援護者 》

《 時々、ちょっとしたことの手助けに困る人々 》

《 軽度や一時的な要支援者 》

いかかでしょうか、これらの地域課題については新聞やニュースなどでも目や耳に入ることが多いと思います。

地域におけるつながりづくりの必要性を改めて確認してみましょう。

はじめに、地域の実情を知る

近隣住民は：
追いつめられている
とは思わなかった。

介護者は：
人に
迷惑をかけたくない。

↓

もしも、
「助けて」が
 言えたなら..

窓口相談「丁寧なら..」

「人に迷惑かけたくない」出せぬSOS



中を流ったとされる河川敷の遊歩道。雨を避け、母の車いすを止めていたという＝京都市伏見区で

「助けて」が言えない...
介護サービスを利用しながら生活していたが、母は認知症になってしまった。介護を行うため息子は働くことができなくなり、収入も途絶え、福祉専門職が、生活保護や生活福祉資金を紹介するが、「自分は何も返せないから、人に迷惑をかけたくない。（してもらってばかりでは気兼ね）」としてSOSを発することができない。周りの人は、よく介護をされている息子さんという印象。実際は追いつめられているとは気づかなかった...

事例1

個人情報保護のお話をする前に、地域で実際に起こりうる状況を共有するため、事例を2つ紹介します。

1つめの事例は「息子が母親を介護していたが、無理心中を図ってしまった事件」です。

事例の概要

父親が亡くなった後、息子は母と二人暮らし。介護サービスを利用しながら生活していたが母は認知症になってしまった。介護を行うため息子は働くことができなくなり、収入も途絶え、福祉専門職が、生活保護や生活福祉資金を紹介するが、「自分は何も返せないから、人に迷惑をかけたくない。（してもらってばかりでは気兼ね）」としてSOSを発することができない。周りの人は、よく介護をされている息子さんという印象。実際は追いつめられているとは気づかなかった...

ご近所の人でもこの家族の状況を知らなかったわけではなかったでしょうけど、次のような声掛けなどができる関係なら違う結果になっていたかもしれません。

☆例えば、働いている間、何かあったら連絡して等言えたなら...

(息子さんは、上手に他のサービスを利用しながら、働きながら介護ができたかも)

☆サービスの利用等について、相談できる相手がいれば...

(困ったときには遠慮なく甘えて良いことを伝えられたら)

☆助けてが言える関係の人がいたら...

(この家族は、地域の中で孤立している訳ではないが、つながりが薄い家族である。)

本当に困っているときは、よほどの勇気がなければ声を出せないものです。

でも、まわりの人から声をかけてもらえたら、うれしかったり、受け入れられる場合もあるのでないでしょうか...

お互いに困ったときは声を掛け合って助け合おうよという雰囲気地域の中で作っておくことがすごく大切だと感じられる事例。

また、ご近所がどのような状況にあるのか、情報を地域で分かちあうことで、支え合いの手をつなぐことができたかもしれません。

通院や買い物に
四苦八苦！
子は都会へ
頼り手なし

↓

高齢化が進んだ団地
「苦労を共に」
深まる絆

事例2

2つ目の事例は「一気に住民が高齢化した高台の団地で、車が乗れなくなり、通院等に困っているが、団地の住民が助け合って生活をしている」という事例です。

事例の概要

昭和30年代中盤に造成された住宅団地。当時、高台に家を作ることは、1つの夢。その時代に、(30代～40代)の同じ世代の方々が、家建て、一緒に年を取り、一気に高齢化を迎えました。この記事では、通院や買い物に行く際に、足腰が痛み、なかなか難しいという課題があり、子どもは都会に住んでいて、頼ることができない・・・しかし、過去、長期に渡る断水の経験があり、そのときには、団地の住民が協力しあって水を分け合ったというつながりをもっていました。

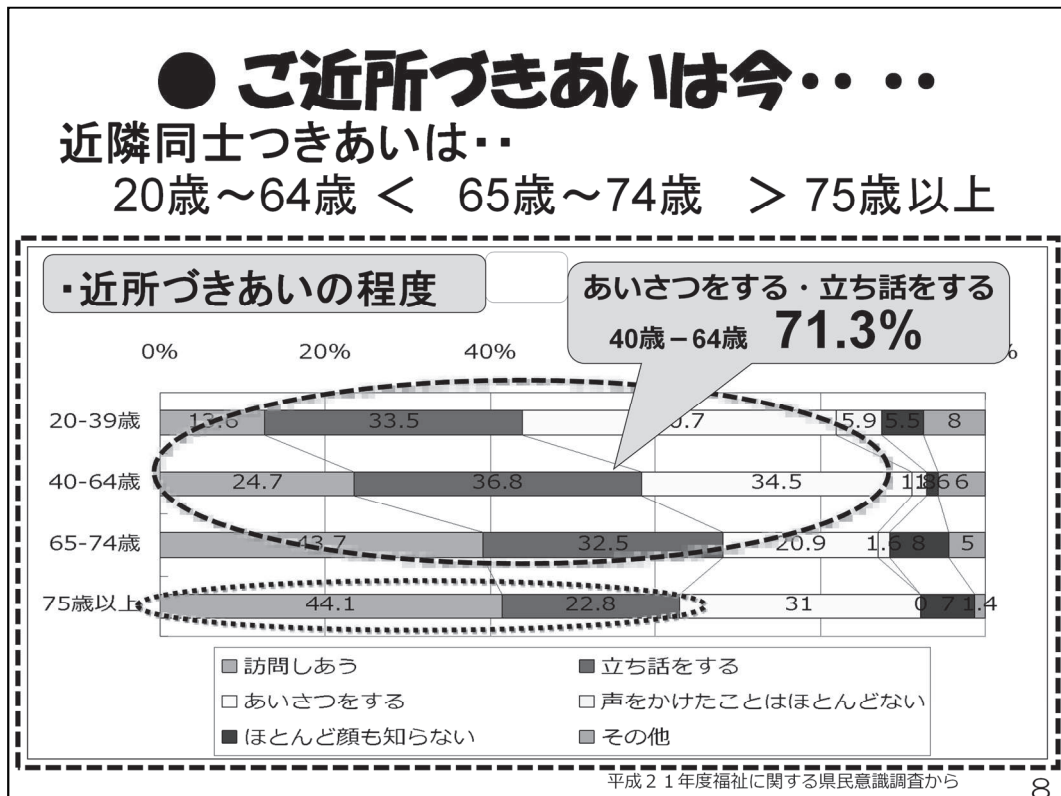
こうした住民同士のつながりが助けとなって、買い物や通院への問題に、住民が団結し、通院バスを走らせる、週に1回団地内に、生協による移動販売をお願いした。葬祭も団地内の会館でできるように葬儀社と契約を結ぶ・・・などの取組が始まっている。

困ったときに声を出し合い、話し合える関係、住民のつながりがあれば、地域生活の支え合いの活動が生まれる可能性があるという事例。

今回、ご紹介した2つの事例に共通すること

- ・住民同士のつながりがあるかないかは、住民の支え合いが実現できるかどうかの鍵になる。ということ。
- ・見守り活動や声かけ、サロン活動等の地域福祉活動の基盤は、つながりがあるということ。
- ・住民の支え合い全てで問題解決ができるとはいわないが、支え合いがあるかないかで、暮らしの豊かさが随分違うということです。

はじめに、地域の実情を知る

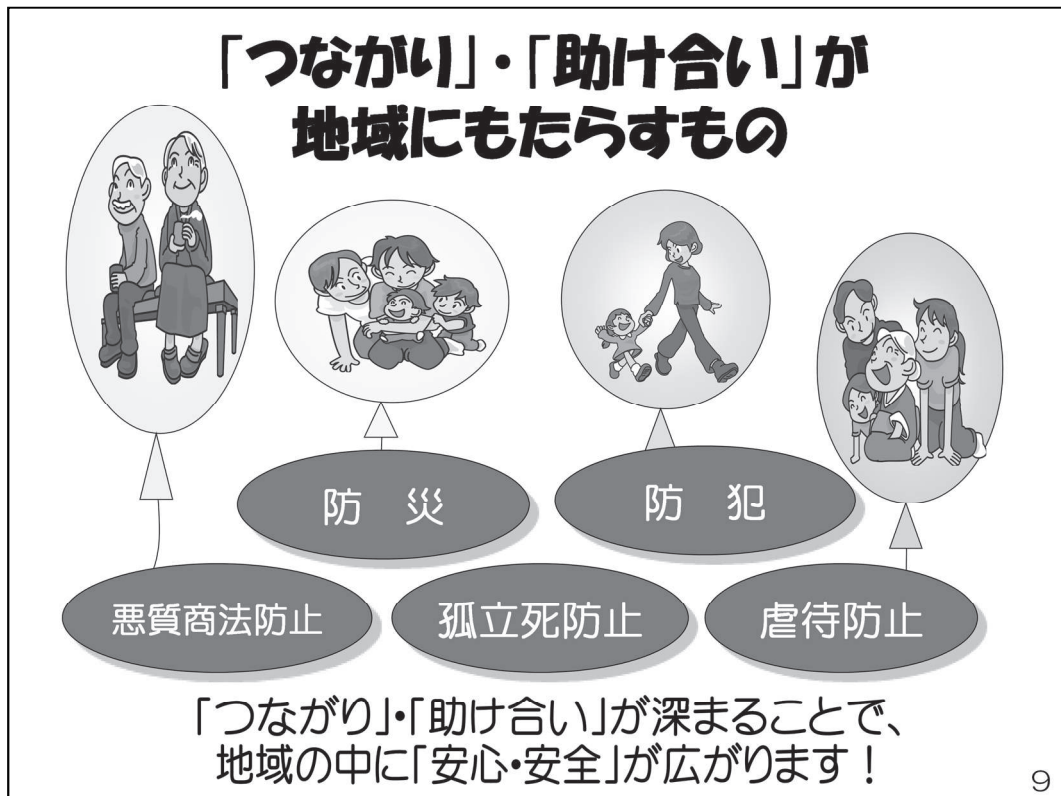


ご近所づきあいは今・・・

地域のつながりが、住民の支え合いの鍵になるとお話をしましたが、
 しかし、実際のご近所付き合いはどうでしょうか？

この表の見方として、

- ・ 訪問しあう程の仲ということは、気軽にモノが頼めるということを意味します。
 高齢者と比べて、若い人ほど近所に気軽に声をかけることのできる人が少ないということがわかります。
- ・ しかし、後期高齢者になると、外出の機会が減るためか、「訪問しあう」＋「立ち話をする」をあわせた割合が若干低くなります。
 よって、後期高齢者には、意識して声掛けを行うなど、気を配ることが大切だということがわかります。



「つながり」・「助け合い」が地域にもたらすもの

つながりや助け合いは、地域で生活していく際にはとても大切なことです。

なぜなら、つながることで、災害時などの非常時には、普段からの顔見知り等のご近所づきあいが、人命救助といった初期対応につながることも少なくありません。

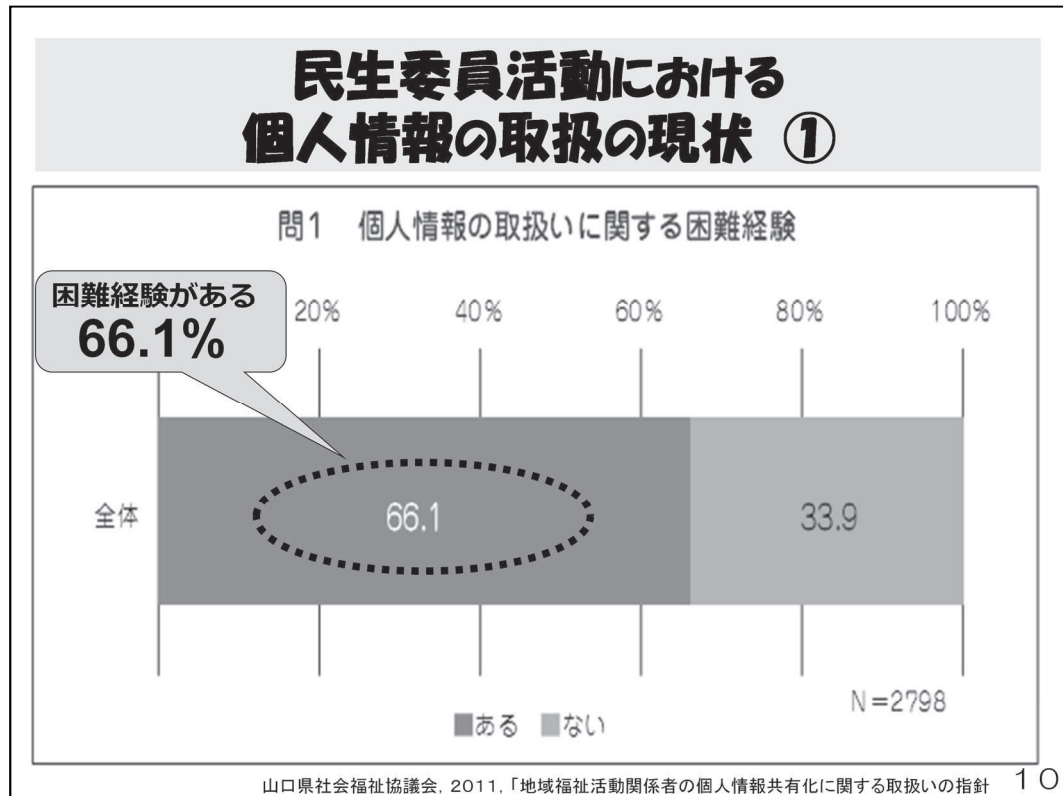
また、その後の生活の立て直しも、近隣の関係が深いほど、スムーズに進むといわれています。

そうしたつながりをもたらす活動として、地域の支え合い、ご近所の方との見守りやサロンが必要とされています。

しかし、実施には、ご近所付き合いは衰退している地域もあります。

意識してつながりづくりを進めていくことが、これからは特に求められています。

はじめに、地域の実情を知る



民生委員活動における個人情報の取扱いの現状①

では、みんなで、つながりづくりを進めましょう！と、早速声かけや見守り活動を行っていく活動を行っていただきたいのですが、いざ活動する際に気を配る必要があるのは、「個人情報の取扱いについて」です。

特に見守り活動では、

どうして私が65歳以上だということを知っているの？

誰にも言っていないのに、なぜ障がいをもっていることを知っているの？

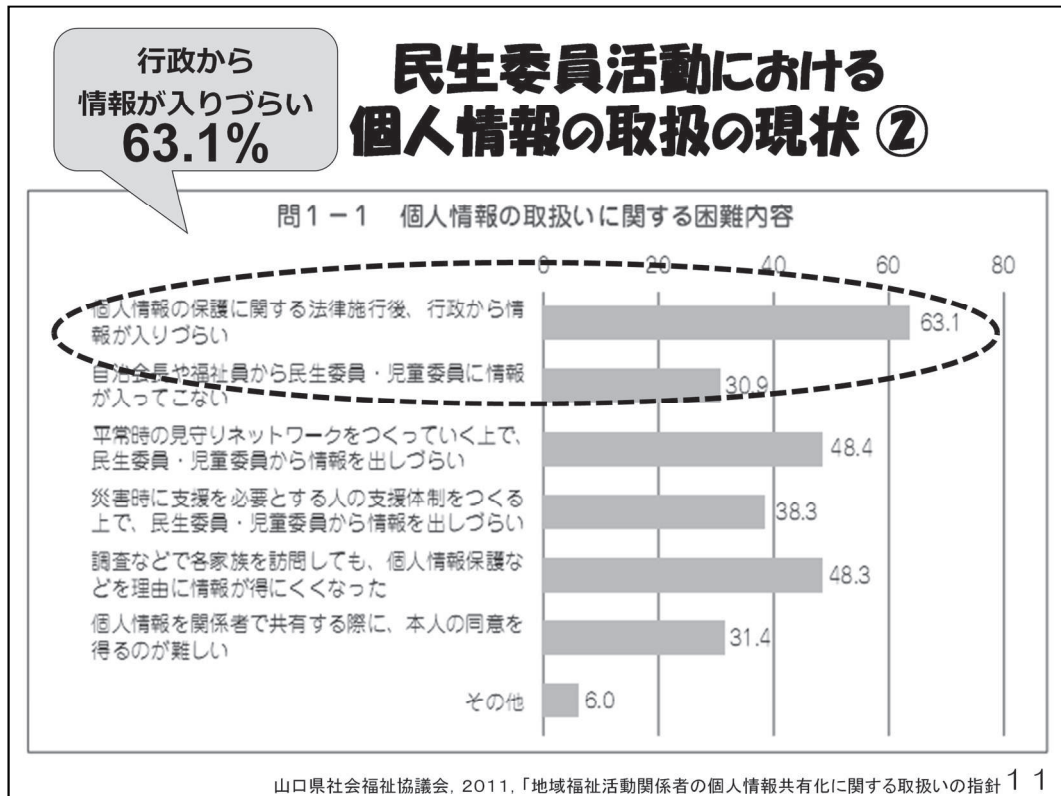
と、情報源に疑問を持たれる場面に遭遇したり、さらには、活動をすすめる中で、個人のプライバシーに踏み込んでしまうこともあるかもしれません。

日頃からのつながりがある地域では、お互いに顔見知りなので、このようなことは問題にならないかもしれませんが、おつきあいが薄い地域ほど、こうした個人情報に敏感になるようです。

でも、こうした内容に対する感じ方は人によって様々です。

また、お聞きになる方や時期などの状況によって過敏になることもあるかもしれません。

活動の中では、こうしたデリケートなことに、関わることになる可能性が高く、ここにお示ししている民生委員さんに行った調査からも、活動の中で個人情報を取り扱うことに困難を感じている方が6割以上おられることがわかります。



民生委員活動における個人情報の取扱いの現状②

どのような場面で、民生委員さんが、個人情報の取扱いに困難を感じるかについて行った調査では、見守り活動を行うときに、民生委員から情報を出しづらいということも多くの方が感じておられます。

また、見守り活動を、民生委員さんがお一人では行うのは限界があります。福祉員さんや近隣の方などとネットワークをつくって活動していくことが望まれますが、一緒に活動する仲間に、必要な情報が伝えづらくなったという現状があります。

今回は、民生委員さんに行った調査の結果をご紹介しましたが、こうしたことは、民生委員さんだけが感じていることでなく、地域で活動されている福祉員さん、地区社協、老人クラブ等でも同様のことが言えると考えられます。

地域における福祉活動は、本来、お互いに助け合おうという趣旨のもと、支える人も支えられる人も同様の気持ちで進める活動なのですが、極端な例でいえば、「支えられることが迷惑だ。干渉されているようだ」と誤解され、ボランティアの方々の温かい気持ちが誤解されかねない状況があることもこの個人情報の取扱い方に問題にはあると考えています。

しかし、私たちが何のために活動するかといえば、支援が必要な方を支えるためであり、支援が必要な方に寄り添った活動を進めるために、山口県社会福祉協議会では「個人情報取扱いの指針」を策定しました。

1 指針のわらい

- ・ 地域福祉活動は、お互いに顔が見える小地域において、日常生活の中で行われている見守りや支え合いが基盤となっています。
- ・ しかし、住民だけでは支えられない状況にある場合は、福祉員、自治会役員等の地域福祉活動関係者が民生委員・児童委員や関係機関に早期に情報を伝えることで、問題解決につながる可能性が広がります。
- ・ 地域福祉活動において関係者がお互いに連携、協働していくことは、今後ますます必要不可欠になってきます。
- ・ しかし、個人の尊厳を守るために施行され「個人情報保護法」への過剰反応の影響もあり、小地域福祉活動を進めていく上で必要な個人情報の入手や関係者の情報共有がうまくいかず、活動がスムーズに進んでいかないなどの問題も見られます。
- ・ 個人情報保護か地域福祉活動かの二者択一ではなく、地域での支え合いネットワークが構築出来るよう対象者の状況を考慮し、調和をとっていくことが大切です。



- ① 地域福祉関係者が、個人情報の取扱いに関する正しい理解を深めるために
- ② 支援を必要とする方々に関する情報の共有を進めるために本指針を作成

12

1 指針のわらい

ここからは本題の、個人情報の指針に入っていきたいと思います。

本指針は、これまでお話してきたように、

- ・ **地域の支え合いが必要**
- ・ **そして、活動は一人でなく、協働することが必須**
- ・ **でも、個人情報保護法による過剰反応で、関係者の共有が難しい**

という現状を踏まえつつ、

- ① **改めて、個人情報を正しく理解をする。**
- ② **共有を進められるように、ルールづくりを図る。**

として、個人情報の共有化に関する取扱いの指針には意識的に盛り込んで作成しています。

この検討には、様々な分野から専門職の方が参画し、メンバーには弁護士も入って検討を重ねたものです。

2 この指針を 読んでいただきたい方

見守り活動を行う 地域福祉活動関係者

たとえば・・・

民生委員・児童委員、福祉員、自治会役員、地区社協関係者、老人クラブ員 等

13

2 この指針を読んでいただきたい方

この指針は、見守り活動に関わる人達に広く、目を通していただきたく作成したものです。

本日は、この指針の内容に沿って「個人情報の取扱い」そして、「個人情報をいかに地域で共有化を図っていくか」についてお話しいたします。

個人情報保護法は平成17年に制定されました。

この年以前から既に地域で活動されている方もおられると思いますが、この法律ができてから地域での個人情報に関する取扱いについて大きく変化があったことと思います。

中には、個人情報保護法への過剰反応の影響から、民生委員・児童委員や福祉員など、地域福祉関係者間の情報共有がうまくいかず、活動を進める上で問題となっています。

しかし、これからお話しする個人情報の取扱いについて、正しい理解を確認することで、「個人の権利利益の保護」と「個人情報の有用性」のバランスを図りながら個人情報を適切に管理し、取り扱うことが大切です。

また、さらに、関係者が活動をスムーズに行うためには、どのような形で、情報を共有するといったのかというルールを作り、見守り活動や日頃の活動の確認を含め、年に1回程度の定期的な話し合いの場をもっていただくことを望みます。

3 個人情報とは

《個人情報保護法2条》

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により、特定の個人を識別することができるものをいいます。

（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別できることとなるものを含む。）

具体例：氏名、住所、電話番号、年齢、性別、生年月日、健康状態、勤務先、役職 等

14

3 個人情報とは

ところで、あらためて、

個人情報とは、 スライドのとおり（読み上げる）。

個人を識別できるもの全ての情報をさします。

ここに挙がっている生年月日や性別などの情報では、特定の個人を識別することができません。

しかし、氏名と組み合わせて使用することで特定の個人を識別できると、これは個人情報にあたります。

たとえば、「山田さん」だけではなかなか個人を特定することは難しいのですが、「〇〇地区にお住いの山田さん。電話番号は〇〇 - 〇×△□」などの複数の情報を組み合わせることによって、個人を特定することができます。
この情報を「個人情報」といいます。

個人情報保護法とは ①

個人情報保護法は、個人情報のコンピュータ処理化によるプライバシー侵害への不安、行政機関の個人情報保護関係法制の整備、現実には発生した個人情報漏洩事件（ヤフー顧客情報の流出、ジャパネットタカラ顧客情報の流出、VISA・マスターカード個人情報の流出等）等が背景となり、民間部門での個人情報の保護が強く求められ、平成17年4月1日に施行されました。

個人情報保護法で規定する「個人情報取扱業者」とは、過去6ヶ月間に5,000人を超える個人情報を含む個人情報データベース等を事業の用に供している者をさすので、一般的に民生委員・児童委員、福祉員は、過去6ヶ月間に5,000人を超える個人情報を保有することはないため、「個人情報取扱業者」に該当せず、個人情報保護法の適用はありません。しかしながら、民生委員・児童委員、福祉員等の地域福祉活動関係者においても、個人情報保護法を遵守することによって、プライバシー（≡個人情報）侵害を防ぐことができるため、個人情報保護法に従った取扱いをする必要があります。

15

個人情報保護法とは①

次に、先ほども少し触れた「個人情報保護法」についてご説明します。

個人情報保護法がなぜ制定されたのかというと、

・皆さんの中には、インターネットやテレビショッピングでお買い物をされた方もおられるのではないのでしょうか。

お支払いも現金やクレジットカードを使用し、品物は宅配便で届きますよね。

注文した品物が確実に手元に届いているということは、皆さんの個人情報である住所やカード番号を皆さんがお教えして販売業者が保有しているということです。

しかし、その個人が特定できる情報が企業から持ち出されたりしないように、企業の責任において適正に取り扱う事（保護）することを規定した「個人情報保護法」が平成17年に施行されました。

この法律で規定されている個人情報の取扱事業者の適応範囲は、5,000件を超える個人情報をデータベース化している事業所ということになりますので、地域で活動している民生委員・児童委員、福祉員さんにはこの個人情報保護法は該当しません。

しかし、地域での信頼関係を築くためには活動に携わる方々に個人情報の意味や目的、その重要性を理解いただき個人情報保護法に沿った取扱いをすることが求められます。

個人情報保護法とは ②

個人情報なぜ保護されなければならないのか。

① 個人情報は、社会的評価や偏見に結びつき、本人が精神的苦痛や社会的不利益を受けないため

② 過剰なセールスや悪質商法、詐欺等の被害を防止するため

16

個人情報保護法とは②

～個人情報なぜ保護されないといけないのか～

なぜ、こんなに個人情報のことがうるさく言われているかというと、

- ① 個人情報は、社会的評価や偏見に結びつき、本人が精神的苦痛や社会的不利益を受けないため
- ② 過剰なセールスや悪質商法、詐欺等の被害を防止するため

よって、個人を守るためには、個人情報を適切に保護しないといけません。

ポイント

私達は、地域みなさんが暮らしやすくなる、そのために個人情報をもち、活動をするけれど、個人情報をもつということは、人を支えることにも使えるけど、傷つけることにも使えるということ。

個人情報の取扱いを一步間違えると、個人を傷つけてしまうのだということ。
を自覚することが大切です。

4 守秘義務とは



守秘義務とは、一定の職業や職務に従事する者・従事した者に対して、法律の規定に基づいて特別に課せられた、「職務上知った秘密を守る」べき法律上の義務のことです。地域福祉活動関係者の一人である民生委員・児童委員には、民生委員法により「民生委員は、その職を遂行するに当っては、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守り、人種、信条、性別、社会的身分又は門地によって、差別的又は優先的な取扱をすることなく、且つ、その処理は、実情に即して合理的にこれを行わなければならない。」(第15条)と規定されています。民生委員・児童委員の「守秘義務」には、個人の秘密を守るとともに、個人の尊厳を守るという目的が根底にあります。また、福祉員に関しては、法律上の規定はありませんが、活動において同様の義務が求められています。

17

4 守秘義務とは

これまでご説明したことから、個人情報保護法により、私たちの活動は直接規制されることはありませんが、

特に民生委員さんの活動には、民生委員法で職務上知り得た情報を漏らさない

「守秘義務」という義務が課せられています。

しかし、「守秘義務」は民生委員さんだけでなく、民生委員さん以外の地域で活動をされる皆さん（福祉員、地区社協、自治会・・・）も知り得た情報をむやみに漏らさない必要があります。

ポイント

活動を行う際に、個人情報保護を過度に前面に出しすぎると、支援を必要とする人自身に取り返しのつかない不利益をもたらしたり、円滑な活動や援助を損ねてしまいます。（中略）民生委員が支援を必要とする人の情報を媒介してこそ、具体的な活動が行われるのです。

〔全国民生委員児童委員連合会作成「個人情報の取扱いについての基本的な考え方と留意点」より〕

5 プライバシー侵害とは

★プライバシーとは

プライバシーとは、法律上明文の規定はありませんが、一般的に「他人の干渉を許さない各個人の私生活上の自由」(広辞苑)のことを言います。

★プライバシー侵害とは

プライバシー侵害とは、プライバシーの公表・開示により、本人が不快・不安の念を覚え、公表・開示の態様が違法と認められる場合です。

プライバシー侵害が認められれば、不法行為に基づく損害賠償責任を負うことになります。主たるものは慰謝料請求ですが、慰謝料の金額は、プライバシーとして公表・開示された情報の内容及び公表・開示の態様によって異なります。

《「地域福祉活動関係者の個人情報共有化に関する取扱いの指針」より抜粋》

18

5 プライバシー侵害とは

個人情報はプライバシーにかかわる情報が多いため、プライバシー保護のためにも個人情報を適切に取扱うことが必要です。

そもそも、プライバシー情報とは、個人の思想や家庭の内情等、ある人は公開していても、ある人にとっては絶対に知られたくない場合があるなど、その範囲は本人しか測れません。

地域で活動する際には、個人情報の取扱いとともに一人ひとりにプライバシーがあるということを認識し、適切な配慮を心がけることが大切です。

個人情報保護法が適用されない場合でも、情報をみだりに漏らした場合には、いわゆるプライバシー権の侵害として民法上の不法行為責任や刑法上の名誉棄損罪に問われる場合があるので注意が必要です。

6 個人情報の適切な取扱い

→「**守秘義務**」の厳守

→「**地域福祉活動関係者間の情報の共有**」を可能

「守秘義務」を遵守するためには、個人情報保護法にそって適切に取扱う必要があります。このルールを守って活動することで、プライバシーの保護につながるとともに、相手との信頼関係を継続することができます。また、地域で支援を必要としている方を見守り支えていくためには、活動に関わる関係者が最低限必要な情報を共有することがよりよい支援につながります。「**地域福祉活動関係者間の情報共有**」は、情報共有をする関係者が、個人情報の適切な取扱いを守ることによって可能となります。



19

6 個人情報の適切な取扱い

これまでご説明してきましたように、私たちの活動を行う時には、個人情報を適切に取り扱わないといけないということをご理解いただけましたでしょうか。

そのためには、守秘義務の遵守が必要不可欠となります。

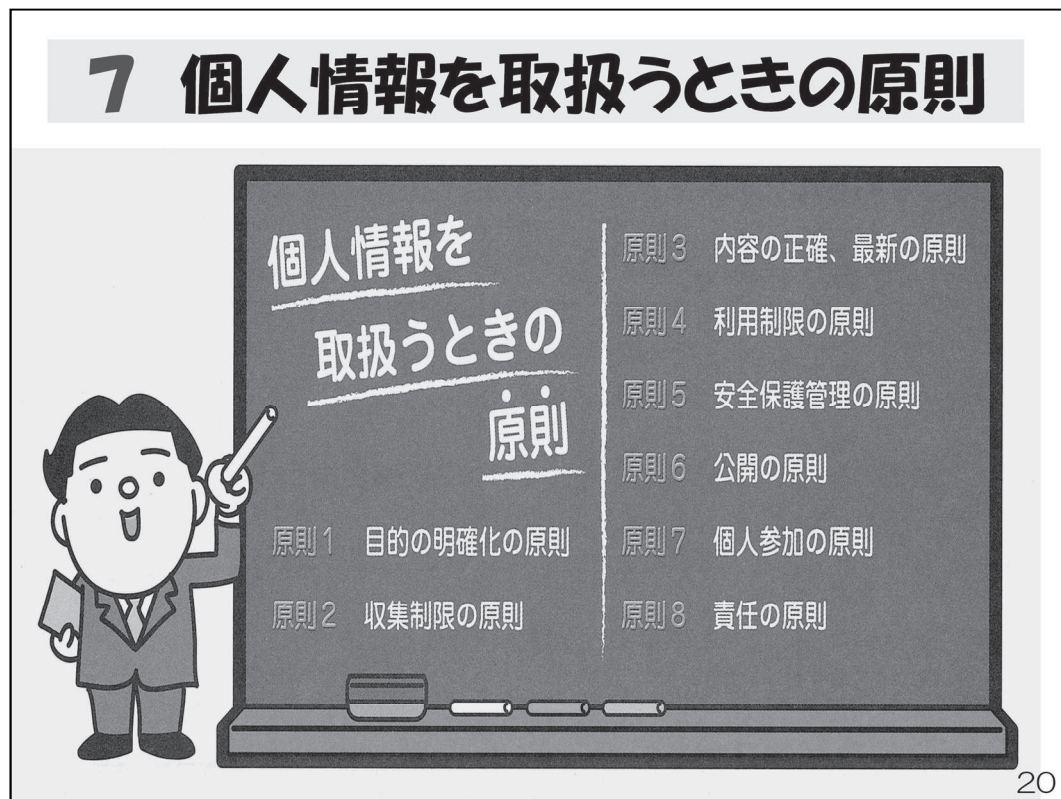
また、きちんとした取り扱いをすれば、活動者間での情報共有も可能です。

ポイント

個人情報は、

- ・人を支える道具にもなり、
- ・人（個人）を傷付ける武器ともなり得る。ということです。

よって、個人情報を適切に取り扱う事が大切です。



7 個人情報を取扱うときの原則

さて、それでは、実際に個人情報を取り扱う際の原則を見ていきましょう。
個人情報を取り扱う時の原則は、ここにあげる8つが挙げられます。

- 原則1 目的の明確化
- 原則2 収集制限
- 原則3 内容の正確・最新
- 原則4 利用制限
- 原則5 安全保護管理
- 原則6 公開
- 原則7 個人参加
- 原則8 責任（※ 時間のあるときには読み上げる）

これから、それぞれの原則について具体的に確認を行います。

目新しいことでなく、皆さんは御存知のことと思いますが、確認という意味でお聞きください。

原則 1 目的の明確化の原則

* 個人情報は利用目的を特定して情報収集することが原則です。

✓ チェックしてみましょう

点検項目	現状を記入	○×
○ 支援に必要な情報のみを収集していますか		
○ 利用目的等を本人に伝え、本人の同意を得て情報を収集していますか		

21

原則 1 : 目的の明確化の原則

原則 1 についてご理解いただきたいことは、その個人情報の利用の目的を特定して、情報を収集することを心がけるということです。チェック項目は、それぞれが確認してみてください。

(※ ご自身の活動を確認してもらうため、少し時間を取って考えてもらいましょう)

○ 支援に関する情報のみを収集していますか？

不要な情報をやみくもに持つことはかえって危険です。

みなさん活動者さんの負担にもなってきます。

例えば、見守りをするのであれば、

- ①何かあったときの緊急時の連絡先、②本人が困っていること、③一週間の過ごし方等。それ以外の、病気のこと、経済的なこと・・・等は必要になった時に聞くようにしてください。

○ 利用目的等を本人に伝え、本人の同意を得て情報を交換していますか？

次のように趣旨をご説明をしたうえで同意を得ると、ご本人も安心されます。

目的の説明 「地域の中でお互いに支え合っていきたいから、お一人暮らしの方をみなで気に掛け合おうということで、見守り活動をしているのよ。」

同意を得る 「だから、ちょっとあなたの様子を聞かせていただけますか。」

というように、説明して同意を得ることが肝心です。同意は、口答でも良いのですが、書き留めることができればお互いに確認することができるのでお勧めします。

ポイント

自分の情報が知らないうちに誰かに伝わっていることは、いいことに使われるのだとしても気持ち良くないものです。

まずは、本人に対して使用目的を事前にお伝えすることにより個人情報を扱う側も扱われる側もトラブルが防げます。

原則 2 収集制限の原則

*個人情報を収集するときは、適法・公正な手段により、かつ本人に通知又は同意を得て収集することが原則です。

✓ チェックしてみましょう

点 検 項 目	現 状 を 記 入	○×
○本人以外からの情報は、本人に確認するようにしていますか		
○口頭での同意の場合には、同意の範囲、日時などを書き留めていますか		

22

原則2 収集制限の原則

「収集する内容は、適正な方法で行いましょう。」ということについてご説明します。

噂話などの人伝えの情報は、福祉活動では使えません。

また、収集するときは、本人の同意を得ることを心がけましょう。

例えば、要援助者のお隣に住む人から・・・

「ひとり暮らしだった隣のおばあちゃんの家で、息子さんが帰ってきたみたいよ。家族と同居になったから、見守りははずしていいね」

この情報には2つ注意する点が

- ①息子さんは本当に帰ってきたの？（一時的なことかもしれない）
- ②息子さんが家におられるのはどのくらい？
（朝早くから、夜遅くまで仕事なら、実質的にはひとり暮らし・・・）

ポイント

・本人以外からの情報は、本人に確認するようにしていますか？

個人情報を収集する内容については、適正な方法で収集する事を心がけましょう。

良くあることですが、誰々さんが言っていた…等の人伝えの情報（うわさ話）は、公（地域福祉活動）では使えません。

また、できれば同意は書面がいいのですが、ご本人から口頭で同意を得た場合などは、「いつ、どこで、〇〇を聞いたときに…」など書き留めておくことが必要です。

（いつからの情報か、誰からの情報か、書き留めることで、曖昧でなくなります。）

原則 3 内容の正確、最新の原則

*個人情報の内容は、利用目的に沿ったもので、かつ、正確、最新のものであることが原則です。



チェックしてみましょう

点検項目

現状を記入

○×

○常に最新の個人情報に更新していますか

23

原則3 内容の正確、最新の原則

情報は、常に最新のものであることが大切です。

さて、「最新」とは、どのくらいの範囲で情報を更新したら良いか？ということになりますが、最低、1年に1回ぐらいは更新することをお勧めします。

例えば、情報が更新されていないと、要援助者マップなどをせっかく作って備えてあっても、いざ災害時等で必要なときには、状況が変化している可能性があり、役に立たないかもしれません。

ここまでの原則1～3が情報を得るときのルールとなります。

ポイント

情報は生き物といいますが、常に最新のものであることが大切です。

知らないうちに、病院に入られていた。もしくは、子どもさんと同居するために転居されていた。また、その逆など…情報は常に変わります。

1年に1回といわず、何か変化を感じたらその都度、情報更新するように心がけましょう。

原則 4 利用制限の原則 ①

* 収集した個人情報は、本人の同意を得ずに、目的以外に使用しないことが原則です。（ただし、法律の規定による場合を除く。）

* また、あらかじめ本人の同意を得ないで、利用目的の範囲を超えて、個人情報を第三者に提供しないことが原則です。

例外 個人データの第三者提供の例外

以下のような場合には、本人の同意を得ずに個人データを第三者に提供することができます。

(1) 法令に基づく場合（法 23 条 1 項 1 号）

- （例）・警察や検察等から、刑事訴訟法に基づく捜査関係事項照会があった場合
- ・弁護士会から、弁護士法に基づく所要の弁護士会照会があった場合
- ・地方公共団体や統計調査員から、基幹統計調査に際し、統計法に基づく照会や協力依頼があった場合
- ・地方公共団体や税務署による税務調査における質問や検査に対応する場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護に必要な場合（法 23 条 1 項 2 号）

- （例）・大規模災害や事故等の緊急時に、患者の家族等から医療機関に対して、患者に関する情報提供依頼があった場合
- ・製品に重大な欠陥があるような緊急時に、メーカーから家電販売店に対して、顧客情報の提供依頼があった場合

(3) 公衆衛生・児童の健全育成に特に必要な場合（法 23 条 1 項 3 号）

- （例）・児童虐待のおそれのある家庭情報を、児童相談所、警察、学校、病院等が共有する場合

(4) 国等に協力する場合（法 23 条 1 項 4 号）

- （例）・税務署等から、任意の顧客情報の提供依頼があった場合

24

原則 4 利用制限の原則 ①

収集した個人情報は、目的以外に使用したり、第三者に提供したりしないことが原則です。

ここに挙げている「例外」のように、法令に基づく場合やその業務の必要性（**本人の生命・身体に危険がある場合の緊急時等**）などから同意を得ずに個人情報を提供できる場合があります。

たとえば、警察等からの問い合わせに回答する場合は、「法令に基づく場合」であり、個人情報保護法で本人の同意を得なくても提供できる場合として規定されています。

ただし、みなさんから警察等に情報の提供を行った際には、情報提供を求めた人（たとえば 警察官）の役職や氏名を確認するとともに、その求めに応じて回答したことを本人に説明できるように記録しておくことがよいでしょう。

緊急時の対応については、あらかじめ地域内での対応を確認しておく必要があります。

ポイント

目的以外に情報を利用しないようにしましょう。

また、利用目的を超えて第三者に提供しないことも大切です。

ただし、スライドにある 4 つは例外です。

原則 4 利用制限の原則 ②

✓ チェックしてみましょう

点 検 項 目	現状を記入	○×
○利用目的以外を使用をしていませんか		
○第三者へ個人情報を提供する場合には、その利用目的や内容を確認し、本人に許可をとるなど取扱いに注意していますか		
○緊急時の情報提供について、予め本人の同意を得るようにしていますか		
○事例として個人情報を利用するときは、個人を特定できないように工夫していますか		

25

原則 4 利用制限の原則②

では、今までの説明を踏まえての確認をしてみましょう。

同意を得た個人情報を利用目的以外に使用してはいけないことはご理解いただけたと思います。

また、あらかじめ本人の了解を得ずに第三者に情報を提供することはできませんが、先ほどの「例外」にあるように以外の第三者へ情報提供する際には、あらかじめ書面や口頭での「同意」を得ることを心がけましょう。

○利用目的以外の使用とは？

例えば、小学校から、「子ども達がお一人暮らしの方にお手紙を書きたいから、名簿をいただけないか？」みなさんなら、どうされますか？（手をあげてもらい。意見を聞く）

A：良いことだから、名簿を渡す。

B：目的外利用だから、名簿を渡さない。

※Bでも、きちんとご本人の了解を得られればAになる。

賛同するに足る内容と判断されたならば、皆さんに同意を得ることで利用目的以外の使用も可能です。そのためには、次の年から、高齢者実態調査で訪問するときに、併せて口答で同意をとっておく。そうすると、地域の高齢者と子ども達がつながるきっかけづくりに貢献できます（はがきによる交流が始まるかもしれません。）。

○緊急時の情報提供については、特に慎重になることが必要です。迅速な支援に情報の共有は必要ですが、情報が流出すると悪用される危険性が高いので必要最小限の情報を厳重に管理しておくことが必要です。

○事例検討の際にもあらかじめ了解を得ることが原則であり、Aさん、Bさんという記載の配慮を行う。また、あまりにも個別的なことは出さない。

原則 5 安全保護管理の原則

* 収集した個人情報の管理は、合理的な安全な方法により、紛失・破壊・使用・修正・開示等から保護することが原則です。

☒ チェックしてみましょう

点検項目

- 福祉票等の記録は、コピーしたり、外へは持ち出さないようにしていますか
- 不要になった個人情報は、シュレッダーにかけたり、電子データを確実に削除するようにしていますか
- 記録そのものを会議（事例検討等）の資料にしていませんか
- 研修目的で使用する事例は匿名表記とし、終了時に資料回収に努めていますか
- 個人情報の含まれる書類等は、家族の目に触れないように保管していますか
- インターネットカフェや図書館等不特定多数が利用する機器で、インターネットやメールで個人情報を扱っていませんか
- インターネット等で情報をやりとりする場合は、送付先メールアドレスの確認を十分行っていますか
- 万が一個人情報の漏えい（紛失、盗難）等の問題が発生した際の手続きが確認されていますか
- 民生委員・児童委員や福祉員の任期終了後は、記録等を破棄し任期中に知り得た個人情報を口外してはいけないことを知っていますか

現状を記入

○ ×

26

原則5 安全保護管理の原則

原則5から、原則7までは、情報を保管するときに関する原則についてご説明します。

大切なのは、①紛失しないようにすること。

②開示から保護すること。

ここでは知りえた情報を紛失しないようにすること、開示から保護することについての確認の項目を9つ挙げていますのでチェックしてみましょう。

（※ 少し時間を取ってチェック項目を確認してもらいましょう。）

もしも、あなたの氏名・住所・電話番号が書いてある紙がコンビニのコピー機に挟まったままで置き忘れたとします。家に帰って置き忘れたことに気が付く前に、次に使った近所の誰かが持って行ってしまった。としたらどうでしょうか。

不特定多数の人にあなたの生活の様子が知られてしまったり、悪用されたりするかもしれません。あなたは、どんな気持ちになるのでしょうか…

ここでは、ご自身の情報なので仕方ないと諦めないといけないかもしれませんが、皆さんが扱っているのは、地域でお住いの不特定な方々の情報です。最悪の事態にならないために取扱いには何度も確認をおこないましょう。

よくある事例

- ・ 原本をうっかり忘れてしまう。（コンビニでコピーをした際、機械に挟んだままなど）
- ・ 家族の目にふれないように。（ご夫婦が活動者ということもよくあることですが、自宅で対象者実名の情報交換は、他のご家族の耳に入る可能性もあるのでやめましょう。）
- ・ メールの添付で、違うアドレスに送ってしまう。（例えば、送るデータにパスワードをかけるなどの対策をしましょう。）

原則 6 公開の原則

* 収集した個人情報は、利用目的や管理等を本人の知り得る状況にしておくことが原則です。



チェックしてみましょう

点検項目

現状を記入

○×

○ 提供された情報について、本人が確認できることを伝えていますか

27

原則6の公開の原則

管理されている情報は、本人がいつでも確認（知る）ことができるようにすることが大事というもの。

情報を収集する際には「この情報は名簿の作成や〇〇に使用します。」など、具体的な利用目的を書いて知らせることが大切です。

同意はしたものの、収集された個人情報がどのように管理されているかは、提供した本人からしては不安になるものです。

大切な個人情報は適正に管理するために、管理者を決めておくことも必要です。

また、必要のなくなった個人情報（例えば古い、不要など）はシュレッダーにかけなどしてきちんと廃棄しましょう。

これも、適正な管理のひとつです。

原則 7 個人参加の原則

*収集した個人情報は、本人の求めに応じて、保有している個人情報を開示し、修正を行うことが原則です。また、本人の求めがあれば、個人情報の利用を停止することが原則です。

✓ チェックしてみましょう

点検項目

- 本人の求めに対応できるように、情報を一元管理するなどの個人情報の整理をしていますか

現状を記入

○×

28

原則7 個人参加の原則

収集した個人情報は利用目的や管理について本人が知りえる状態にしておきましょう。すなわち、収集した個人情報について本人から問い合わせがあったり見せてほしいとの申し出があった場合には、いつでも対応できるようにしておくことです。また、本人から停止の要求があれば、個人情報の利用を停止、修正するようにしましょう。

原則 8 責任の原則

*個人情報の管理者は、原則1から原則7が実施できるよう必要な体制の整備を行うことが原則です。

✓ チェックしてみましょう

点検項目

- 苦情、問題発生時の対応を決めていますか
- グループ内で個人情報の取扱いについて話し合う機会がありますか
- グループ内で個人情報の取扱いのルールが定められていますか

現状を記入

○×

29

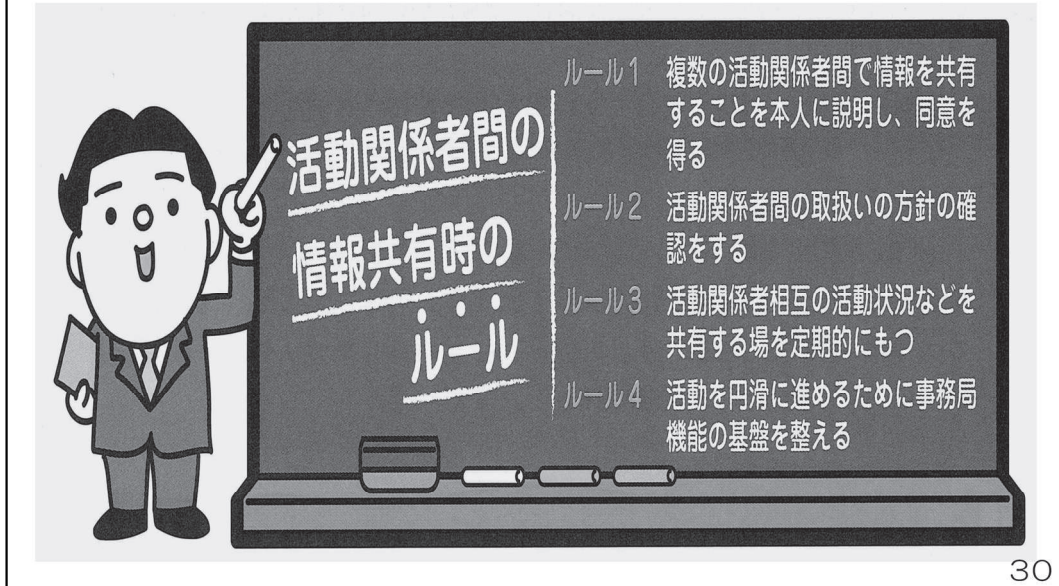
原則8 責任の原則

もちろん、みなさんは普段から充分に留意して活動されているかと思いますが、ここまでが、個人が心がけることです。

私たちの活動は、個人を支える活動でもあると同時に、個人のとても大切な踏み込まれたくないデリケートなところにも踏み込む可能性があります。

年に1度ぐらいいは、これまでご説明した1～7の原則を皆で確認しあえる体制を作ることがとても大切です。

8 地域福祉活動関係者間の情報共有時のルール



8 地域福祉活動関係者間の情報共有時のルール

ここからは、情報共有時のルールについてご説明します。

ここに、関係者が情報共有を図るために留意すべき点を4つほどあげています。

見守り活動や支え合い活動などの地域福祉活動を進める際に、関係組織（民生委員・福祉員・地区社協…）はもちろんですが、他にも色々な団体や機関（たとえば、自主防災組織や地域包括支援センター）との連携もこれから増えてくることが予想されます。

たくさんの機関と情報の共有を図ることは地域福祉活動を進める観点ではとてもいいことなのですが、その反面リスクも高まります。

必要な情報を共有するためには、情報共有時のルール（お約束）をお互いに作らねばなりません。

ここにお示ししている4つのルールを確認しながら支援に必要な機関等と情報を共有し、活動を進めていきましょう。

では、ルール1から確認していきましょう。

ルール1 複数の活動関係者間で情報を共有することを本人に説明し、同意を得る ①



解説

包括的同意とは

包括的同意とは、その人への支援活動という目的の範囲内で、予め想定される支援の内容や連携を必要とする機関等への最小限の個人情報提供について、支援開始段階で了承を得ておくことを指します。支援開始時の簡単な契約といえます。当然、その方への支援に関係ない使用（目的外使用）や第三者提供、当初全く想定していなかった機関等への連絡報告をする必要が出てきたときには、改めて本人同意を取る手続きが必要となります。

全国民生委員・児童委員連合会、2006、「個人情報の取扱いについての基本的な考え方と留意点」より引用

31

ルール1

複数の活動関係者間で情報を共有することを本人に説明し、同意を得る①

すなわち、「複数の関係者で情報を共有することをあらかじめ本人に伝えましょう。」ということです。

このことを「包括的同意」といいます。

耳慣れない言葉ですが、漢字の意味そのまま、全体的な同意という意味です。

「本人の利益に反する提供はしない前提で、地域社会や支援のために関係機関や団体、時には住民に必要最低限の情報を提供する」という事をあらかじめご説明し、了承「同意」を得ているものは、その都度了承「同意」を得なくても情報の提供ができるということです。

ただし、本人から提供しないでほしいとの申し入れがあった場合には、情報を提供することはできません。

参 考

包括的同意とは、黙示の同意ということで、「明示の同意」とは一人ひとりから文書で同意を得る方法ですが、一方、「黙示の同意」は通知や公表に対して同意しない旨を申し出なかった人は同意したと見なすということです。

同意を得なくてはいけないのは、家族の秘密（介護しすぎて腰痛だとか、仕事は何をしているとか、残業が多いとかの情報）です。

家族の秘密なら家族に同意を取るのが筋です。

一方で当然ですが利用者本人の秘密もあります。

この両方の秘密になるので、両者からの包括的な同意が文書で必要ということです。

ルール1 複数の活動関係者間で情報を共有することを本人に説明し、同意を得る ②



解説

オプト・アウトの原則とは

あらかじめ本人の同意を得ていれば、個人情報を第三者に提供することができるという原則。

個人情報保護法第23条第2項にはより詳しく「個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、または本人が容易に知り得る状態に置いているときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

- 一 第三者への提供を利用目的とすること
- 二 第三者に提供される個人データの項目
- 三 第三者への提供の手段又は方法
- 四 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することと規定されています。

32

ルール1

複数の活動関係者間で情報を共有することを本人に説明し、同意を得る②

もう1つ「オプト・アウトの原則」という原則があります。

こちらも聞きなれない言葉ですが、オプト(opt)＝選択して・アウト(out)＝外す、という意味です。

すなわち、第三者提供におけるオプト・アウトとは、名簿や電話帳、カーナビのように、個人情報を第三者に提供することが目的の場合には、本人の同意を受けずに第三者提供を行い、本人の求めがあった場合に後から第三者提供を停止するという方式が取れるということです。

オプト・アウトの4つの要件とは、

- ・ 第三者への提供を利用目的とすること
- ・ 第三者に提供される個人データの項目
- ・ 第三者への提供の手段又は方法
- ・ 本人の求めに応じて第三者への提供を停止すること

オプト・アウトが認められている例

- ・ 住宅地図業者が表札や郵便受けを調べて住宅地図を作成し、販売すること
- ・ データベース事業者がダイレクトメール用の名簿等を作成し、販売すること

ルール1 複数の活動関係者間で情報を共有することを本人に説明し、同意を得る③

✓ 活動関係者間の情報共有を進めるために・・・

点検項目	現状を記入	○×
○個人情報を共有する活動の目的や内容は明確になっていますか		
○情報共有するメンバーは決まっていますか		
○本人や家族の不利益にならないよう、共有する個人情報の内容は必要最小限に留めていますか		

33

ルール1

複数の活動関係者間で情報を共有することを本人に説明し、同意を得る③

では、今までご説明したルール1について、関係者間での情報共有を図る際の留意点を確認しましょう。

・共有する活動の目的や内容は明確ですか。

見守り活動や災害時の要支援に伴うマップ作りなど…できる限り利用目的を明確にしましょう。

・共有するメンバーや利用範囲は決まっていますか。

取得した情報をどのように利用するか、またどの範囲まで共有するかを明らかにしましょう。

・共有する個人情報の内容は必要最小限ですか。

目的以外の個人情報を聞き出したり、何となく必要や大体こんな情報を聞いておけば的な収集は止めましょう。

ルール1の事例 山口市における 「災害時要援護者支援制度」①

《調査方法の概要》

山口市では、在宅の「障がい者」や「一人暮らしの高齢者」など、災害時に自力では避難が困難で支援を必要とする方を「災害時要援護者」として登録を行い、一人ひとりの「避難支援プラン」を作成して、関係機関をはじめ地域の共助により支援する制度に取り組んでいます。この登録申請にあたっては、情報共有を行う目的（災害時の移動支援や防災情報等の提供のため）や関係者（民生委員・児童委員や福祉員等）を明確にした上で、情報提供について同意を得るとともに、目的以外に使用しないことや、特定の関係者以外には提供しないことを説明しています。

これは、災害支援のように、地域の中でお互いに支えあう活動は、様々な関係者との情報共有が不可欠ですが、**情報共有を図るには、本人からの同意を得ることが前提となるからです。**

複数の関係者が情報共有することが想定される場合は、山口市における要援護者支援制度のように、申請時にあらかじめ「使用目的」や「情報共有を行う関係者」を特定し、本人からの同意を得ることで情報共有を進めることが可能となります。

こうしたことにより、地域の関係者間で作成する要援護者一人ひとりの支援マップの作成等が、可能となっています。

34

ルール1の事例 山口市における「災害時要援護者支援制度」①

次は、共有するためのルールづくりの事例をご紹介します。

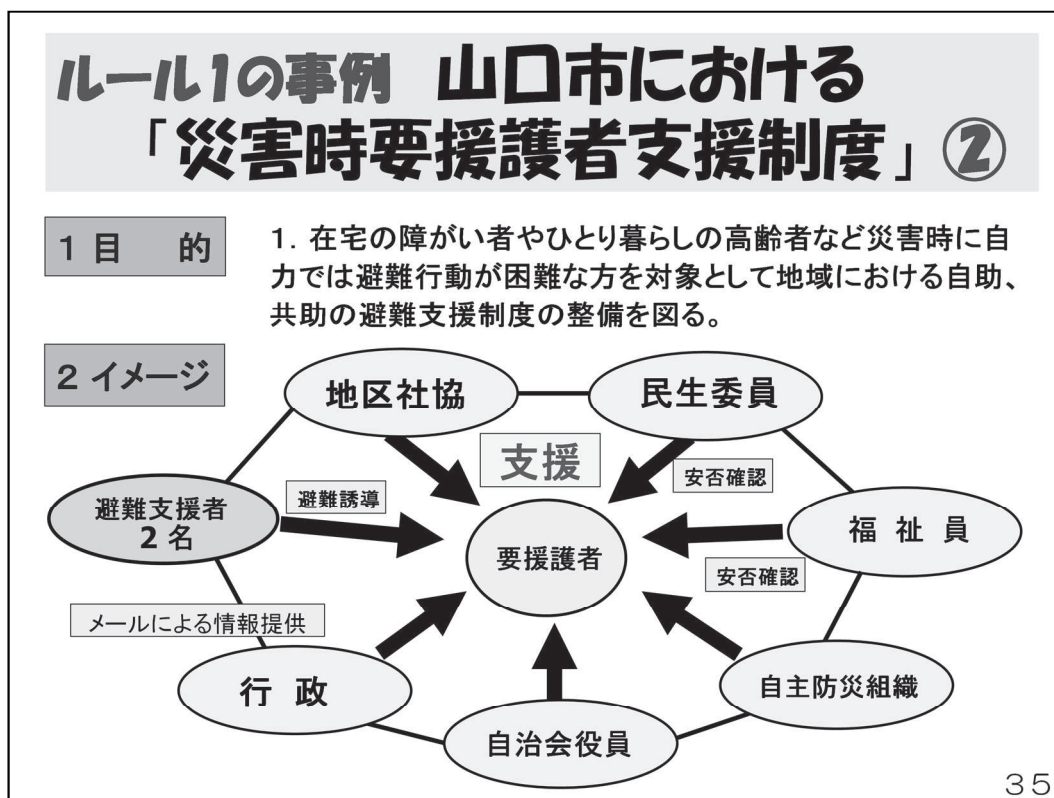
災害時の要支援者登録

山口市では、災害が発生したときに、自分や家族等だけでは避難が困難で、何らかの助けを必要とする方々の支援を行うため、「災害時要援護者支援制度」を整備されています。

この支援制度は、これまでに起きた自然災害の教訓を生かし、安否確認や避難支援を円滑に行えるよう地域の中での支援体制を整えることを目的とした制度です。

災害が発生したときに支援が必要な方には、申請に基づき、災害時要援護者として台帳に登録し、その台帳から氏名等の情報をお住まいの特定の関係者（民生委員・児童委員や福祉員等）に提供して、日ごろの見守りや災害時の支援体制を整えるために活用することになるものです。

この登録には関係機関への情報提供を行うことについて事前に同意を得ることにより、情報の共有が図られています。



ルール1の事例 山口市における「災害時要援護者支援制度」②

災害時には、複数の関係機関の協力員で支援を行うことになることが想定されます。

よって、先ほども申しましたが、あらかじめ、本人から関係機関内で情報共有することの承諾をいただいています。

地震などの大規模災害が発生したときは、交通網の寸断などのため、行政機関による救援体制が整うまでにある程度の時間を要することから、隣近所をはじめとした地域における初動の取り組み（共助）が何よりも重要となります。

また、風水害等の予測可能な災害が発生した時も、行政機関が行う災害情報の伝達や避難所の運営、物資の供給などの救援活動（公助）が機能するためには、住民一人ひとりの適切な災害対応行動（自助）はもちろんですが、やはり地域における自治会・町内会等や自主防災組織をはじめとした地域コミュニティ（共同体）の協力（共助）がかかせません。

ルール1の事例 山口市における「災害時要援護者支援制度」③

3 災害時要援護者の個人情報の共有

1 枚目 民生委員用

様式第1号

要援護者登録は、 情報提供への本人の同意が前提

山口市長 様

私は、山口市災害時要援護者支援マニュアルの趣旨に賛同し、要援護者登録を申請します。

また、私が届け出た下記の個人情報及び同情報に基づき作成される要援護者台帳（様式第2号）及び要援護者避難支援プラン（個別計画）（様式第3号）を、災害時の移動支援や防災情報等提供のため、市の関係部署や支援関係機関等（自治会、自主防災組織、山口市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会、民生委員及び福祉員等）に提供されることに同意します。

フリガナ	性別	代理記載 代理申請 の場合	氏名	登録申請者
氏 名	男			

36

ルール1の事例 山口市における「災害時要援護者支援制度」③

こちらが実際の調査票の一部になります。

この調査表に記載された情報について、市の関係部署や支援関係機関等（自治会、自主防災組織、市・地区社協、民生委員及び福祉員等）に提供されることに同意します。との文言を確認の上、同意された方のみ台帳に登録されます。

ルール1の事例 山口市における「災害時要援護者支援制度」④

山口市の災害時要援護者支援制度の概要

○実施主体：山口市

○申請対象者

65歳以上のひとり暮らしの者
寝たきりの者（要介護3以上）
身体障害者手帳（1級又は2級）の交付を受けている者
療育手帳（A）の交付を受けている者
その他上記に準じる者

75歳以上のみの世帯の者
認知症（要介護3以上）の症状を有する者

○情報共有のメンバー

市の関係部署
支援関係機関等（自治会、自主防災組織、山口市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員及び福祉員）

ここがポイント 情報入手時にあらかじめ情報共有を行う関係者を特定し本人からの同意を得ることで情報共有がすすみます。

37

ルール1の事例 山口市における「災害時要援護者支援制度」④

災害時要援護者支援制度の概要

山口市では、申請の対象者を災害が発生したときやその恐れがあるときに、家族などの支援だけでは避難することができない、または、家族などの支援を受けられない在宅の方で、自分の住所や名前、本人の状況など、個人情報を自治会、自主防災会などの情報共有のメンバーへ提供することに同意される方を対象としています。

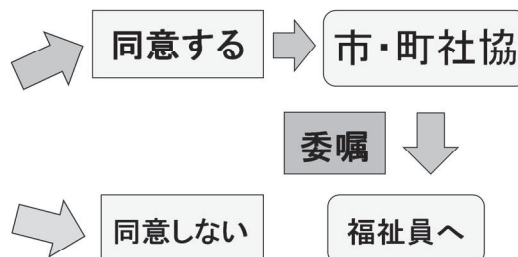
ルール1の事例 山口県下で実施される 『高齢者保健福祉実態調査』

・『高齢者保健福祉実態調査』

- ・調査対象者 ①65歳以上の在宅ひとり暮らし高齢者
②65歳以上の寝たきり高齢者
③75歳以上のふたり暮らし世帯

情報共有の同意

調査時に、山口県・市・町行政、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会で、高齢者の生活実態等の把握や保健福祉サービスに対するニーズ等の把握・分析に利用させていただくとともに、災害等の緊急時の対応に活用するため、行政の関係部署や支援関係機関等(自治会、自主防災組織、福祉員等)へ情報提供させていただきます場合があります。



38

ルール1の事例

山口県下で実施されている「高齢者保健福祉実態調査」

また、毎年民生委員が実施している高齢者実態調査でも、先ほどの山口市における「災害時要援護者支援制度」と同様に、見守り活動で、複数の者が関わることから、あらかじめ、情報共有の同意を得て調査を行っています。

山口市の「災害時要援護者支援制度」と山口県下における「高齢者保健福祉実態調査」の2事例は、いずれも、県や市町行政の理解があって実現しているものです。

地域の活動を進めていくとき、住民だけでなく、社協や行政が一緒になって、それぞれの役割を果たしていくということの良い事例といえます。

ルール2 活動関係者間の個人情報の取扱いの方針を確認する

*情報共有を行う活動関係者間で、個人情報の取扱方針を確認しましょう。

☒ 活動関係者間の情報共有を進めるために・・・

点 検 項 目	現状を記入	○×
○情報を共有するメンバーで、活動以外で個人情報 を利用しないことが確認できていますか		
○情報を共有するメンバー以外には、個人情報を漏 らさないことが確認できていますか		
○情報を共有するメンバーそれぞれが、個人情報の 安全保護管理を徹底していますか		

39

ルール2 活動者で個人情報の取扱方針を確認する

続いて、情報の共有化を進める際の点検項目です。

それぞれの信頼があって成り立つということの確認をします。

ポイント

個人情報の取扱いについては、活動内容や実情に合わせて

- 取得する情報の範囲
- 情報を利用する目的
- 管理方法、廃棄する時期
- 情報の提供先

などをどう決めるかは、話し合いを行って決めましょう。

ルール3 活動関係者相互の活動状況などを共有する場を定期的にもつ

* 情報共有を行う活動関係者間で、お互いの活動や情報共有を行える場を定期的にもつ仕組みをつくりましょう。

☒ **活動関係者間の情報共有を進めるために・・・**

点 検 項 目	現 状 を 記 入	○ ×
○ 情報共有を行う活動関係者の活動内容等を共有する機会がありますか		
○ 気がかりな対象者の個別の事例について話し合う機会が定期的にありますか		
○ 活動を通して感じる地域の課題を出し合う機会がありますか		
○ 地域の課題解決に向けて、関係者で連携、協働して活動していますか		

40

ルール3 活動関係者相互の活動状況などを共有する場を定期的にもつ

情報の共有を進めるためには、一番大切なことです。

民生委員さんや福祉員さんの顔がわからないという地区もあるとは思いますが、小地域単位で地域福祉活動者が定期的にお互いの活動状況を共有する場を持つことが大切です。

皆さんの地域でも情報を共有する場を設けられていますか？

次にご紹介するのは、下関での事例です。

共有する場として、小地域福祉推進会議についてご紹介します。

ルール3の事例 下関市杜協 豊北支部の 小地域福祉推進会議 ①

下関市社会福祉協議会豊北支部では、平成2年から小地域（概ね民生委員・児童委員の担当地区ごと）で、小地域福祉推進会議（需給調整会議）を年に2～4回開催しています。この会議は、見守り活動の状況等を関係者で確認するとともに、地域の福祉問題を発掘し関係者が共有することを目的としています。豊北町内には、39の小地域福祉推進会議が設置されており、会議は、福祉員（自治会長）、民生委員・児童委員、振興協議会、老人クラブ、女性部、郵便局、青年団、子ども会などのメンバーで構成されています。

- 実施主体
地区社会福祉協議会
- 開催エリア
概ね民生委員・児童委員の担当エリアごと
- 構成メンバー
民生委員・児童委員 福祉員（自治会長） 老人クラブ会員 郵便局員 等
- 開催頻度
年に2～4回

41

ルール3の事例 下関市杜協 豊北支部の小地域福祉推進会議

下関市豊北支部で行われている「小地域推進会議」をルール3の事例としてご紹介します。

皆さんの地域でも行われているところもあるかと思いますが、見守り活動の状況を確認したり、地域での福祉課題を発掘する、云わば「需給調整会議」のことです。ここに挙がっているだけでも、福祉員（自治会長）、民生委員・児童委員、老人クラブ、郵便局、青年団、子ども会・・・等さまざまなメンバーで構成されています。

- ・実施主体
- ・開催エリア
- ・構成メンバー
- ・開催頻度

ルール3の事例 下関市杜協 豊北支部の 小地域福祉推進会議 ②

○ある日の小地域福祉推進会議の様子

《小地域福祉推進会議 次第》

〇〇年度第1回 〇〇地区小地域福祉推進会議 次第
進行：〇〇地区小地域福祉推進会議 グループ長

〇グループ長あいさつ
〇地区杜協会長あいさつ
〇市杜協あいさつ

《協議題》

1. 相互支援・見守り体制づくり及び問題点について
・見守り対象者の状況報告等

2. 住民支え合いマップの更新について

3. その他

〇お礼のことは：地区杜協副会長

《見守り対象者の状況報告》

氏 名	支援状況	相互支援者
山口太郎	・郵便受けを確認 ・特に変わりなくお元気	★★民生委員 〇〇福祉員
杜協花子	・週1回配食サービス時に声かけ ・カーテンの開け閉めの確認をお隣に依頼 ・月に1回程度息子さんが帰郷	◎◎老人クラブ会員 お隣の▲▲さん
福祉夫妻	・郵便受けを確認 ・奥さんがデイサービスを利用開始	〇〇福祉員

42

ルール3の事例 下関市杜協 豊北支部の小地域福祉推進会議 ②

下関市豊北支部のある日の会議の様子です。

・左側にお示ししているのは会議の内容（次第）です。

集まれた方々と、見守りの体制づくりや対象者の状況報告を行われていることがわかります。

・見守り対象者の状況報告

右側には、見守り対象者の状況報告として、山口太郎さんに対して民生委員さんと福祉員さんが支援者ということ。

また、支援の内容としては郵便受けを確認していることや、お元気だということを支援者として関わられている方々以外の地域の方々にも知っていただくことができることで参加されているメンバーと情報の共有を行うことにより、抱え込まずにみんなで対応することができます。

・・・ こういう共有する場を持つことが大切ですね。

ルール4 活動を円滑に進めるために 事務局機能の基盤を整える

* 活動関係者間の情報共有が進むよう、情報管理や共有の場づくりをすすめる事務局を明確にし、活動が円滑に進む基盤づくりをすすめましょう。

☒ 活動関係者間の情報共有を進めるために・・・

点 検 項 目	現状を記入	○×
○ 個人情報等の台帳管理はできていますか		
○ 情報共有を図るためのルールを明文化していますか		
○ 個人情報の取扱いや情報共有を図るために、活動関係者間の研修をおこなっていますか		
○ 情報共有を行う会議や話し合いの場を定期的に行っていますか		
○ 地域福祉活動を円滑に進めるために個人情報管理や情報共有を推進していく組織（事務局）がありますか		

43

ルール4 活動を円滑に進めるために事務局機能の基盤を整える。

地域で活動するほとんどの団体には、通常、個人情報保護法の義務規定は適応されませんが、法律や条例の趣旨を踏まえ、皆さんで話し合い、各地域や団体の実情に合わせたルールを作って周知し、皆さんの理解と協力のもとで適切に扱うことが大切です。

共有した個人情報が配布先から漏れたとしても、責任が問われたり、問題とされるのは、個人ではなく個人情報を提供した団体が配布の際にどれだけ配慮していたかを問われます。

しかし、地域で活動される団体は多くがボランティア団体であり、役員も当番制や持ち回り等、地域によってさまざまな問題を抱えていると思われます。

いろいろな方々が関わるからこそ個人情報の取扱いに関してルールを定め、活動を円滑に進める基盤づくりをすすめましょう。

9 地域福祉活動関係者が 個人情報を取扱う時のQ&A ①

Q8 町内会、自治会役員や近隣の方から高齢者宅の電話番号などの問い合わせがあっても、お答えできず、何かの時に協力が得られなくなるのではないかと気がかりです。

A 問い合わせの目的を聞いてご本人に確認してから、お知らせするとよいでしょう。住民の身近な存在である民生委員・児童委員や福祉員等だからこそ、それぞれの判断能力に合わせた懇切・丁寧な説明ができるのですから、「同意を得る手続き」は支援において必要な説明のためのコミュニケーションととらえて、活動のルールづくりをすすめていくことが大切です。

44

9 地域福祉活動関係者が個人情報を取扱う時のQ&A ①

自分たち（民生委員・児童委員、福祉員等）が把握している高齢者の電話番号などを教えて欲しいと近隣の方から依頼があった場合の対応についてですが、まずは、依頼者になぜこの方の電話番号などの情報が必要なのかを確認してみましょう。

「名簿を作成する」「〇〇の確認のため連絡を取りたい」などの具体的な利用目的を聞いて、すぐに聞かれた内容を教えてあげたり、個人情報だからとお知らせすることを断るのではなく、ご本人に依頼者からの問い合わせ内容をお伝えしたのちに、お答えしていいかの同意を得ることが大切です。

すでに、皆さんの手元には依頼者がお聞きになりたい内容の情報はあるかと思いますが、まずは、ご本人に依頼者にお教えしていいかの確認・同意を得たうえでの提供をしましょう。

また、先ほどもお話ししましたが、ご本人に同意を得た際には記録しておく、いつ・どなたに情報を提供したかが残ります。

また、近隣以外からの問い合わせで、個人の生命や身体又は財産の保護に必要な場合（警察からの照会や児童虐待に係る通告等）は、「法令に基づく場合」となり、対応はこの限りではありません。

9 地域福祉活動関係者が 個人情報を取扱う時のQ&A ②

Q11 個人データの第三者への提供にあたって、利用者本人の同意を得る場合、書面で同意を得る必要があるでしょうか。

A 利用者本人から同意を得るべき局面としては、個人情報の目的外利用の場合と、あらかじめ定めた者以外の第三者への提供がありますが、法やガイドラインでは、本人の同意を得る方法について特に定めてはいません。したがって、面談や電話により口頭で行うことで可能です。その場合には、同意を得た日時やその状況などについて記録をとっておく必要があります。

ただし介護保険制度・障害福祉サービス事業では、居宅サービス事業、居宅介護支援事業等においてサービス担当者会議等で個人情報を利用する場合には利用者の同意をあらかじめ文書により得ていることが必要とされているので、個々の事業に関する省令、通知等を参照してください。

45

9 地域福祉活動関係者が個人情報を取扱う時のQ&A ②

ここでは、書面でいただく同意についてご説明します。

さきほどは、電話などの口頭でも構わないとお話しした同意についてですが、ここでは専門職等が行うサービス担当者会議等の公の場で利用する個人データ（年齢・性別・既往歴・・・）については、あらかじめご本人からいただいたデータを目的以外に使用しないことや、特定の関係者以外には使用しないとして、調査票に明記している関係機関において活用してもいいという同意を書面で得ていることが必要ということをご説明しています。

先ほどお話しした山口市の「災害時の要支援者登録」の例や「高齢者保健福祉実態調査」など、関係機関等で情報を共有するということを個人データを提供いただく、聞き取りの際に、あらかじめ書面に書かれている内容に同意、署名をいただくことで関係者間で共有し、安心して情報を活用することができます。

そのためには、対象者の意向を尊重するため、同意を得る必要があります。

ポイント

ここでは指針に掲載している「個人情報を取扱う時のQ&A」の中から3例ほどご紹介しています。

地元でも問い合わせの多い内容をご説明するとよいでしょう。

9 地域福祉活動関係者が 個人情報を取扱う時のQ&A ③

Q13 活動で収集した要援護者名簿等が漏えい、流失した場合、責任の所在はどこになりますか。

A この場合、情報を管理している者は、被害者に対して損害賠償（慰謝料支払）責任を負う可能性はありますが、それは、情報を管理している者に個人情報の管理に過失がある場合です。「管理に過失」とは、大切な情報を取り扱う者に通常要求される程度の義務を果たさなかったという意味です。ですから、要援護者名簿を施錠した金庫の中に保管していたところ、鍵が壊されて盗まれてしまった場合には「過失」がなく責任を負いません。「個人情報保護の取扱い方法」等を作成し、その管理ルールをきちんと守ること、さらに、万が一漏えい等の事故が発生した場合には、迅速に、その反省を生かした再発防止策をとることが大切と言えます。

46

9 地域福祉活動関係者が個人情報を取扱う時のQ&A ③

悪気があって皆さんが管理している情報が漏えいや流失することはありません。

しかし、漏えいや流出などの事態を防ぐためには、関係機関内で管理している個人情報について「取扱い方法」の管理ルールを守ることが大切です。

しかし、その原因のほとんどが「人間のうっかりミス」から起こったことが多いとのことです。

高額なロッカーを整備しても「うっかり」鍵を掛け忘れたり、印刷したものを誰も見ることができる場所に「うっかり」置いたままにしておいたことでこのようなことになりかねません。

しかし、情報が流出した際には、早期に対応し、苦情対応に発展するかもしれないとの認識を持ったうえで活動するように心がけるようにしましょう。

というわけで、被害を受ける方が出るという認識を持つことが大切です。

被害を未然に防ぐ方法としては、決まった場所以外に「個人情報を持ち出さない」ことが大切です。

また、活動者の共通認識を高めるため、定期的な情報の点検や管理ルールの見直しを行いましょう。

10 ネットワーク構築に向けて ①

多くの民生委員・児童委員は、個人情報を取り扱う時に課題を感じています。民生委員・児童委員の実態調査から、活動者間の情報共有が進んでいないということが明らかとなりました。このことは、福祉員、自治会役員、老人クラブ員、地区社協関係者、ボランティア等のメンバーにとっても、同様の課題をもちながら活動していることを意味しています。

しかし、地域福祉活動には、個人情報の収集、活動者間の共有は不可欠です。そのためには、次のような取組が必要です。

- ・ 地域福祉活動関係者が、個人情報を取扱うための基本的なルールを確認する
- ・ 関係者が共有する際のルールを検討する
- ・ 関係者間の定期的な話合いの場を開催する

これらの取組を進めるには、本指針を活用し関係者間で勉強会を実施するなど、具体的なアクションをはじめることが大切です。

47

10 ネットワークの構築に向けて ①

地域で活動する皆さんは、地域に密着した生活課題や情報を早期に見つけることができます。

課題を把握した皆さんが課題の解決に主体的に取り組むことにより、柔軟かつ、迅速にニーズに対応できると考えます。

地域福祉活動は、個々人で行うより組織体で行う方が継続的に、また、住民負担が少なく実施できます。

さらに、組織体がネットワークを構築して取り組むことで、多種多様なニーズに対応することができます。

そのためには、今までお話ししてきた

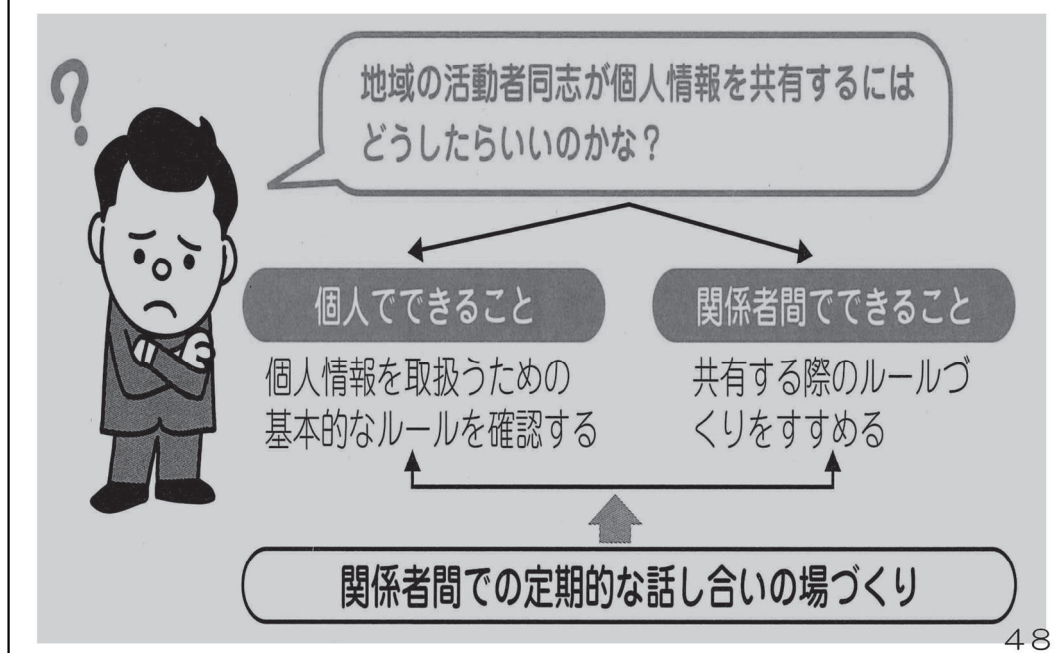
- ① 個人情報を取扱う際の基本的なルールを確認する。
- ② 関係者が情報を共有する際のルールを検討する。
- ③ 関係者間の定期的な話合いの場を開催する。

という3点の取組を行うことによって、いろいろなお立場で活動している関係者間において情報を共有することができます。

でも、気を付けないといけないことは、急にここまでの取組を行うのは、大変です。

ネットワークの構築については、まずは自分たちの組織から…等、できることから取り組んでいくことが大切です。

10 ネットワーク構築に向けて ②



10 ネットワークの構築に向けて ②

地域の活動者が個人情報を取り扱うことが多くなるなかで、その情報を関係者間で共有し、さらに本人に有益な対応が図られるのが望ましい反面、情報の共有に関しての個々人それぞれの感覚やお立場によって考え方が違う場合があり、判断に迷う場合があるのではないのでしょうか。

その際に必要なのが、お約束、すなわち情報の共有をすることを踏まえた「ルールづくり」をあらかじめ行っておくことです。

情報を共有するための「関係者間での定期的な話し合いの場づくり」を行うことを目的としても、まずは、個人・関係者間それぞれでできることの確認が必要です。

具体的には、「基本的なルールを確認すること」として、同意を得ているか、管理に問題はないか等。

また、関係者間でできることは「共有する際のルールづくりをすすめる」こととして定期的に情報の管理状況を確認する等があります。

こういったことを日々確認しながら、各々個人、そして関係者間で情報を共有することに対してできることを進めていくことが大切です。

11 地域福祉活動関係者について

(1) 「民生委員・児童委員」とは

- 民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱を受けた非常勤の特別地方公務員であり、社会奉仕の精神を持って活動する民間ボランティアでもあります。その任期は3年です。また、民生委員・児童委員には、給与を支給しないもの（無給）となっております。
- 民生委員は、民生委員法によって設置が定められ、児童委員は児童福祉法によって民生委員が兼ねることとなっています。

49

11 地域福祉活動関係者について

(1) 「民生委員・児童委員」とは

ここからは、地域で活動されている主な福祉活動者として民生委員・児童委員さん、福祉員さん、地区社協さんについてご説明します。

まずは、民生委員・児童委員さんですが、

民生委員は、地域住民の皆様の暮らしを支援するために民生委員法で定められ、また児童福祉法によって児童委員も同時に兼ねることになっています。民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱を受けた特別公務員（福祉ボランティア）です。

子育て中の家庭、障がい者、高齢者、経済的に困窮されている方などを初め、地域の皆様の困りごとの相談に応じています。

地域の皆様から受けた相談内容の秘密を守り、個人情報やプライバシーの保護に配慮した支援活動を行います。

民生委員・児童委員は、地域に暮らす住民の立場で、誰もが安心して暮らすことが出来る地域社会づくりを目指します。社会福祉法に「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と定められている社会福祉協議会と協力しながら、地域に根ざした福祉活動に取り組まれます。

(2) 「福祉員」とは

- 福祉員は、地域住民から選出され、市町及び地区・校区社会福祉協議会会長から委嘱を受けて活動する「小地区福祉活動の推進者(ボランティア)」です。
- 山口県では、昭和50年に「小地区福祉員設置要領」を定め、県下で福祉員の設置が進み、現在8,158名の福祉員が活動しています。
- 任期は、各市町によって異なりますが、山口県社会福祉協議会の福祉員設置要領では、原則として3年と定められております。

50

(2) 福祉員とは

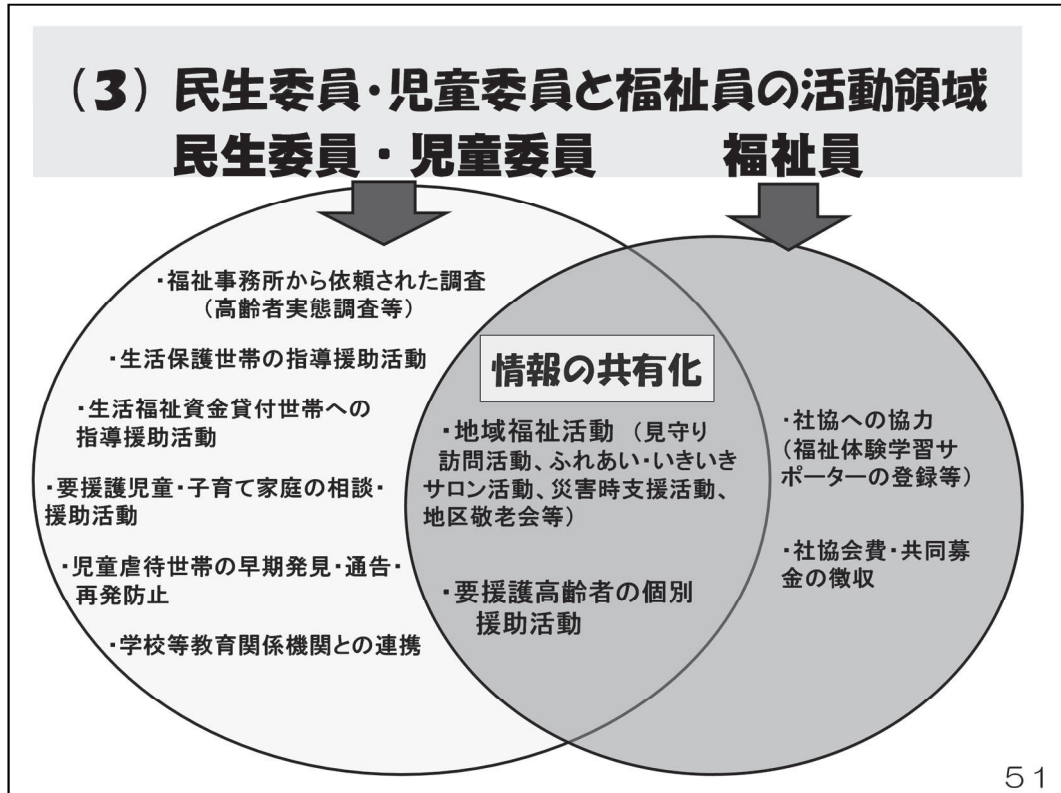
福祉員は、地域住民から選出され、市町及び地区・校区社会福祉協議会会長から委嘱を受けて活動する「小地区福祉活動の推進者（ボランティア）」です。

山口県では、昭和50年に「小地区福祉員設置要領」を定め、県下で福祉員の設置が進み、平成24年度現在8,413名の福祉員が活動しています。

(※直近の人数は、社会福祉協議会便覧で確認のこと)

任期は、各市町によって異なりますが、山口県社会福祉協議会の福祉員設置要領では、原則として「3年」と定めています。

福祉員は選出された地区を担当し、地域の福祉課題（ニーズ）を発見したり解決する「担い手」としての役割が期待されています。



(3) 民生委員・児童委員と福祉員の活動領域

民生委員・児童委員、福祉員との協働

地域の福祉活動にとって福祉員や民生委員・児童委員の活動は不可欠で、大変に期待されています。

民生委員・児童委員と福祉員はともに守秘義務を持ち、同じ目的で地域福祉に貢献する仲間として、地域における役割を分担しながら協力していくことが求められます。

地域における福祉課題を把握した際には、双方が情報を共有し、共通認識をもって支援を行うことが大切です。

(4)「民生委員・児童委員」と「福祉員」の情報の共有による連携・協働について

- ・ 民生委員・児童委員は、170世帯～350世帯に1人という設置基準に基づき、2～3の自治会を兼ねて担当する人もおり、きめ細かな福祉の手を届けることが難しいのが実状です。
- ・ 福祉員は、地域の実情に応じて自治会単位に柔軟に設置でき、小地域の福祉活動を進める上で不可欠な存在です。
- ・ 民生委員・児童委員と福祉員は、共に守秘義務を持ち、同じ目的で地域福祉に貢献する仲間として、情報を共有し、一心同体となって活動していただきたいと思います。

52

「民生委員・児童委員」と「福祉員」の情報の共有による 連携・協働について

民生委員・児童委員は、170世帯～350世帯に1人という設置基準に基づき、2～3の自治会を兼ねて担当する人もおり、きめ細かな福祉の手を届けることが難しいのが実状です。

福祉員は、地域の実情に応じて自治会単位に柔軟に設置でき、小地域の福祉活動を進める上で不可欠な存在です。

民生委員・児童委員と福祉員は、共に守秘義務を持ち、同じ目的で地域福祉に貢献する仲間として、情報を共有し、一心同体となって活動していただきたいと思います。

(5) 「地区社協」とは

- 地区社協（地区社会福祉推進協議会または地区社会福祉協議会）は、住民一人ひとりが社会福祉に参加して、地域の中の助け合いを育てていくための組織です。
- 地区住民や、町内会・自治会、民生委員・児童委員、その他地区の各種団体から選出された代表者によって構成される住民組織です。
- 地区社協は、私たちの生活上のいろいろな問題や課題について話し合い、問題解決のための活動や福祉の風土づくりを進めていく活動をしています。現在、16市町内の262地区に設置され、それぞれ地域に根ざした福祉活動を展開しています。

53

(4) 地区社協とは

地区社協（地区社会福祉推進協議会または地区社会福祉協議会）とは、住民一人ひとりが社会福祉に参加して、地域の中の助け合いを育てていくための組織です。

地区住民や、町内会・自治会、民生委員・児童委員、その他地区の各種団体から選出された代表者によって構成される住民組織です。

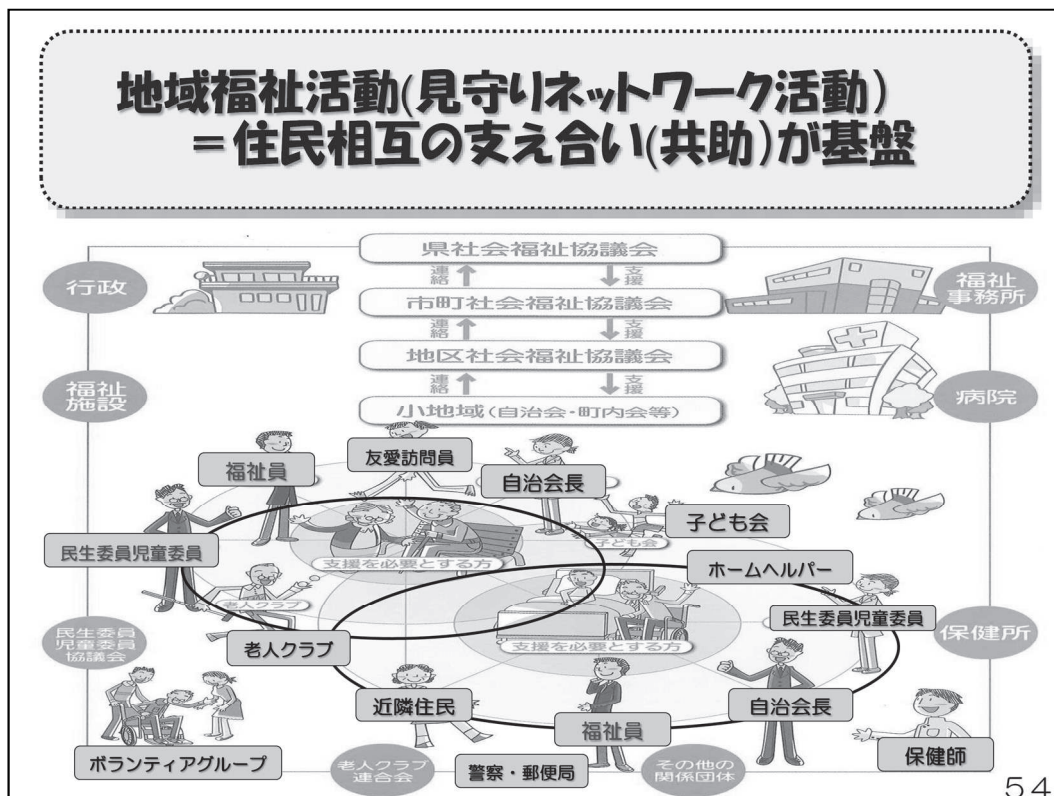
地区社協は、私たちの生活上のいろいろな問題や課題について話し合い、問題解決のための活動や福祉の風土作りを進めていく活動をしています。

現在、山口県内では、24年度現在16市町内の262地区に設置（※直近の人数は、社会福祉協議会便覧で確認のこと）され、それぞれ地域に根ざした福祉活動を展開されています。

地区社協では、各地区の福祉課題やニーズに応じて様々な事業を企画・実施されています。一例をあげると、

- ・ふれあい・いきいきサロンの開催
- ・三世代交流・地域交流の実施
- ・敬老会、福祉まつりなどの行事 などのイベントの開催。
- ・災害時の支援体制を想定しての緊急連絡表の整備、要援護者支援マップづくり、避難訓練の開催、自主防災組織づくり等、防犯・防災活動の取組が行われています。

地域の福祉活動をすすめるために専門職のみならず、住民も一緒に参加し、活動をしないと豊かな地域になりません。



地域福祉活動(見守りネットワーク活動)

= 住民相互の支え合い(共助)が基盤

民生委員・児童委員さん、福祉員さん、地区社協関係者が地域に広がっている個々のネットワークをつないでいく「お世話役」を担っていただくことで、さらに見守り・生活支援のネットワークをつないでいくことが大切です。

地域には様々な福祉関係機関や住民のネットワークが存在することをこの図でも確認することができます。

地域全体で相互に見守りあう、見守られあう活動、小地域のネットワーク活動と専門機関、専門職の人々との連携を強め、協働することが大切です。

見守り活動を続ける中で気づいたこと、また相談を受けたことは、必要があれば、地域で行われる需給調整会議などで情報を共有して解決策を考えます。また、内容によっては地域での対応が困難なものもあり、すぐに制度やサービスにつながるものが望ましいこともあります。

- 必要があれば社協の職員が訪問し、情報交換できるようにします。
- 様々な解決策について、行政や専門機関のネットワークをつくって解決方法を考えていきます。

★ これで、個人情報の説明をおわります。★



★ どうも ありがとうございます。★

55

これで、個人情報の説明を終わります。

「地域福祉活動関係者の個人情報共有化」についてお話ししましたがいかがでしたでしょうか。

事例や原則などいろいろなこととお話ししました。
その中でも、今回の説明でご理解いただきたかったことは、

- ・ 個人情報は関係者間で共有ができるのだということ。
 - ・ しかし、共有するためには、地元で活動している方々で話し合って取り扱いのルールを決めていただき、そのルールに基づいて取り扱っていくこと。
- の2点です。

今後とも、地域における見守り活動を推進しておられる皆さんの情報を共有することにより、より見守り活動が深まることを祈念しています。

ご清聴ありがとうございました。

地域福祉活動関係者の個人情報共有化に関する
取り扱いの指針 PowerPoint による説明資料

発行者 社会福祉法人 山口県社会福祉協議会
〒753-0072 山口市大手町9番6号
ゆ〜あいプラザ 山口県社会福祉会館内
TEL 083-924-2828
FAX 083-924-2847
